

# 第84回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第3日）

平成30年9月12日（水曜日）

出席議員  (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1. 一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

昨日に引き続き、おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。本日もよろしく願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守る事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

---

### 日程第1. 一般質問

議長（山本幹雄君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名します。

まず初めに、6番、廣利一志君の発言を許可します。

〔6番 廣利一志君 登壇〕

6番（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。6番議席、廣利でございます。

今日は、太陽光パネル発電（事業用）の規制の条例をとということと、人口ビジョン、総合計画の修正が必要ではと、2つの質問をさせていただきます。

景観を守る、また、防災の観点から何度か一般質問で取り上げてきました。

兵庫県が昨年制定、施行、平成29年6月1日施行の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例、さらに、神戸市が本年11月に議会に提案予定の条例案についての報道があります。

国の政策として再生エネルギー、とりわけ太陽光発電については積極的な取り組みがされているわけですが、その地域の景観、あるいは防災上の観点からは各自治体が景観保護のため、防災対策上条例で守る、あるいは規制が必要だと思っておりますが、兵庫県、神戸市の条例化はその流れに沿うものだというふうに思いますが、本町においても景観保護と防災対策の観点から条例が必要だというふうに思いますが、町長の見解を問うてまいります。

まず、①点目、条例の必要性についての見解をお聞かせください。

②点目、太陽光パネル発電施設が防災上不適切な場所に設置するに対しては禁止が必要だと思っておりますが、町長の見解。

③点目、住民の皆さんの理解を得るためには設置に際して自治会への説明と同意が必要だというふうに思いますが、町長の見解はいかがでしょう。

④点目、設置者に維持管理状況を新設、既設を含めて報告を求めるべきだと思っておりますが、町長の見解をお聞かせください。

再質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、おはようございます。本日も4名の議員からの一般質問の通告をいただいております。それぞれ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初の廣利議員からの、まず、太陽光パネル発電の規制の条例について、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、県では、太陽光発電施設等が景観・居住環境、その他、地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定め、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的に平成29年に太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例が制定をされたところであります。

その後、この基準に森林の保全規定が追加をされて、区域内に60パーセント以上の森林を残すよう義務づけがされております。

また、神戸市長が8月22日に7月豪雨災害を受けて、太陽光パネル設置について設置規制を検討するというふうに表明をされたことは、私も承知をいたしております。

その中で①点目の条例の必要性ということについての見解ということですが、こうした施設設置につきましても、やはり適切なルール、基準が、これは必要だと思えます。当然、この太陽光施設というものが国が進める中で、当初から、そうした基準、ルールというものを、一方では、明確にして、再生エネルギーの中での太陽光施設の推進を、やはり国としても図るべきだったというふうに、私は、思いますが、それができていなかったということでもあります。

そのために、その必要性から県条例がこうして制定をされたということでもあります。

言うまでもなく兵庫県が制定をしておりますので、我が佐用町も兵庫県の自治体として、その規制の区域であり、兵庫県の規制の中で、条例の中で、そうした今後、指導がされているということ、今、指導がされているということであろうかと思えます。

太陽光発電パネルの設置に関しましては、本条例により、そうした事業区域が5,000平米以上の場所で設置する場合、届け出が必要となります。

現状、兵庫県が制定している、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例、及び同施行規則、また、太陽光発電施設の設置等に関する基準、また、運用マニュアル、技術マニュアルにおいて景観保護及び防災対策について指導、助言が行えるものと考えておりますので、町としても、この条例によって、先ほど申しましたように、県の条例によって、そうした指導、助言、規制が行われますので、町が特別に、別に、この条例をつくる必要性は、私はないというふうに考えております。

続きまして、②点目の太陽光パネル発電施設が防災上不適切な場所に設置することに対しては禁止が必要だと思うということですが、これも、当然でありまして、当然、そうした防災上問題点のあるような場所、防災上不適切な場所としての考え方というのは、県条例の中でも急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域といったところが該当しているわけですが、それにつきましても、この届け出によって、県の専門職員によって審査がされ、また、指導、助言、規制が行われるということでもあります。

県の技術マニュアルにおいては、こういった場所は設置不適地として位置づけておりまして、例外規定もありますけれども開発行為を行うのに適当でない区域として規制を受けております。

また、③点目の住民の皆さんの理解を得るために設置に際して自治会への説明と同意が必要だと思うが見解はということですが、県条例第8条に、設置者は届け出をす

る前に、太陽光発電施設等の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として近隣関係者に対し、事業計画の内容について説明を行わなければならないというふうにされており、これをもって指導、助言を行っていくこととなります。

最後に、設置者に維持管理状況を、新設、既設を含めて報告を求めるべきだと思いが見解はということではありますが、このことにつきましても県条例第12条において「知事は、この条例の施行に関して必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、太陽光発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。」と記載がされておりまして、近隣住民からの通報などにより太陽光発電施設等の状況を確認する必要がある場合には、設置者又は管理者に対しまして、現状の報告が求められるよう報告徴収の規定を設けております。また、県条例による届け出等を行っていない5,000平米未満の太陽光発電施設等に対しても、地域環境との調和が図られない状況が発生した時など、その状況を把握するために、報告を求めることができますので、これは、運用マニュアルに規定をされております。そうした中で、新設・既設を問わず必要に応じてこの規定を適用して、報告を求めることで対応をしたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 8月30日の神戸新聞の社説なんですけれども、ちょうど、太陽光発電についての社説が載っておりました。

全部紹介できないんですけれども、少し引用させていただきますと、「環境に優しいエネルギーとして普及を進める太陽光発電が、環境破壊の要因になるとすれば本末転倒だ」、西日本豪雨では「姫路市内で太陽光発電施設が約3,600平方メートルにわたりずり落ちた。国道29号沿いの傾斜地で、住民が不安を感じ」、「また神戸市須磨区では、山陽新幹線沿いの斜面の太陽光パネルが崩れ、一時運行を見合わせた」、こういうことをふれながら、「現状は投資目的で安全対策を軽視した施設でさえ、ほとんど規制されていない」、こういうことを、この30日の社説でふれておりました。

町長、先ほど、答弁をいただきまして県条例、私も昨年6月にこの条例のことについては質問をさせていただき、景観についても、過去、2度、3度、この場で質問をさせていただきました。

この県条例を受ける形で、近隣の市町でも条例化が進んでおります。町長は、県条例があるから、その県にある佐用町だから、その指導というか、あえてつくる必要は…、まあ、あえてつくる必要はないとおっしゃりませんでしたけれども、そういうニュアンスだったんですけれども、近隣の市町では条例化の動きがあるというふうに思いますけれども、その状況を踏まえて、あえて私は佐用町で条例化する必要があるというふうに思うんですけれど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、お話がありました、例えば、神戸市が、そういうことを考えていると。これは、そうした災害があつて、それに対しての、これまで規制が不備だっ

た。この不備というのは、当然、県条例もないまでにつくられてしまっているんですね。全国的に、こういうことが起きております。

これは、先ほど申しましたように、やはり国が、あまりにも片方は、太陽光発電施設、こういうものを再生エネルギーとして推進するために、そうした基準を設けず、規制を設けずに推進してしまったという、私は、国の大きな失敗があると思うんです。

しかし、その中で、全国的にこれではだめだと、そういう問題が起きた中でね、マスコミも、そういう問題が起きれば、そういう問題点を指摘をして報道をするわけですけれども、そういうことで、そうした規制条例が制定をされてきたということでもあります。

ですから、その中で、じゃあ自治体、小さな町佐用町だけが独自に、そうした規制を、条例を新たにつくらなければならないのか。私は、ほかの条例や法律なんかについても、そういうふうに、いつも疑問を思うんですけれども、国全体として、やっぱり考えるべきことは国の法律の中で、当然、きちっと規定すればいいのであって、幾ら、自治権がある自治体だと言っても、同じようなものを、わざわざつくって条例化をしなきゃいけないと。特別に佐用町に特殊な状況があり、そういう規制では全く適用できないというものであれば、それは、また、条例を考えるということが必要だというふうに思います。

ただ、今回、多分、廣利議員がお話になりたいのは、県は 5,000 平米、土地 5 反です。そうした、いわゆる事業として行われるものに対する規制。じゃあ、それ以下についてどうするのかということだと思います。

そこには、今度は、事業としてではなくて、個人がされても事業なのかもしれませんけれども、個人が今まででも、小さな施設を投資目的、これも投資目的なり、家庭の電力を賄うということも含めて設置をされております。佐用町に既に 50 件ぐらい、そういうところがあります。

それで、そうした中で、5,000 平米を下回る、例えば、1,000 平米、2,000 平米、そういうものの町が条例をつくって規制をした時に、私が一番懸念するのは、これを審査を誰がするのか。これは、片方では推進をしていく。片方では安全や環境や、そういうもの構造的なもの。そういうものを、ちゃんと審査していかなきゃいけないんですね。

やっぱり、その行政の構造上、県とか、そういうところについては、そうした審査する専門職員が、きちっと配置がされてやっております。それは、やはりこの県行政としての役割だと思うんですね。

ただ、それを町が幾ら規制を細かくするような、例えば、100 平米、200 平米についても規制をするとなった時に、本当に、そうした、私どもの職員を、じゃあ抱えて、それに対して、きちっとした指導、規制ができるかという大きな点があるわけです。

私が、そういうことが、町としては、なかなかできないから、やはり県が、こういうことはやるべきだと。

ただ、県としても、そうした小規模のものよりか、問題が起きているのは大きな開発を伴う施設をつくられているところに大きな問題が起きているわけだから、そういう大規模なものに対して規制を行いますよということで、条例がつけられているわけです。

その中で、神戸市さんなんか、今、つくろうとされていると。

私は、やっぱり神戸市というのは、県に匹敵するような政令都市です。そうした、しっかりとした技術者、審査をする機構も持っています。だから、そういうところは、それなりに、政令都市としての役割というのがありますから、また、権限も持っていますから、そういう中で、当然、やられたらいいと思いますけれども、町が例えば、1,000 平米ぐらいなものに下限をと言いますか、上限を下げますと、今度は、今の国の、県の条例では、全ての審査を町がしなさいというふうな姿勢になっています。5,000 平米を超えるものであっても町で条例で規制されるのならば、全ての太陽光発電施設について、それを審査、

届け出を受けて許可を下さいというふうになっているわけです。

こういうふうなことになる、やっぱり県条例としての権限、県としての役割と町の役割が全く逆転してしまって、町がそういうものを請け負わなきゃいけないという形にもなってしまうわけです。

そういう中で、私は、県条例で最大限、これを活用して、県条例の中にも指導、これも完全に禁止されているわけじゃないのでね、届け出を受けて、助言、指導を行うということであり、そうした近隣住民からの、いろんな問題が指摘されれば、それに対しては、相談を受けて指導をしていくということになっておりますから、私は、この県条例をもって、そうした対応をしていくべきではないかというふうに考えているところであります。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6 番（廣利一志君） 私は、近隣の市町の取り組みということで、お聞きをしまして、私も去年の質問の時にも、幾つか県下の自治体の条例のことについてふれさせていただきました。

町長は、今、言われるように審査を誰がするのかと、町のほうで、なかなかそれは、カバーできないと。

しかし、隣の宋栗市も去年の 12 月でしたか条例化しました。あるいは、多可町も、これは 5 月でしたか、条例化しております。

確かに、国の政策で、太陽光、再生エネルギーの問題を推進するという立場にあって、そこで問題が生じているわけですから、町長のおっしゃるところについても、一定程度理解をするんですけれども、県でやりながら、県で条例化をし、各自治体で、やっぱり条例化をするというところが、今、必要なのではないかなと。

と言うのは、やっぱり住民の皆さんのお声をたくさん聞きまして、やっぱり危険な箇所のところ設置がされていると。あるいは、そういう動きがあったりすると。これは、やっぱり町の、やっぱり、そういう考え方というか、いうところが実は問われていて、業者の方が、狙いを定めるかのように、設置の勧誘というのか、結果として、いつの間にか、本当にいつの間にか太陽光パネルが設置されてしまっているというところがある状況が、現実にやっぱりあります。そのところが、一番大きな問題なのではないかなというふうに思います。

で、新設、既設を含めてですけれども、要するに、現在、太陽光パネル発電施設と、事業用と、屋根の上に乗っているのを除きましてですけれども、町としては、どういう把握というのはされておられますでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今現在の設置されている把握につきましては、10 キロワット。10 キロワットというのは、大体 1 枚のパネルが 250 ワットぐらいですね。だから 4 枚で 1 キロワットぐらいの計算になるわけです。もうちょっと、今、効率よくなってきているので、もう少し発電するパネルが多いんですけれども、そうすると、10 キロワットというのはパネルで 40 枚、その大きさであります。そういうところで、今、法人で 47 社。また、個人

が 50 人ぐらいが設置をされております。

ただ、今、そういうご質問の中で、住民の方が知らない間に、いつの間にかできてしまった箇所があると。そういうところ、これは、先ほど申しましたように、そういう規制をする条例何もない。国もせずにつくらせたと。私は、その中で、起きている。大きな問題が起きたということで、こういう条例がつけられたという、順番をお話させていただいたので、その条例がつけられてから、そういう箇所が町内にあるのだったら、それは、やっぱりどこかということで、箇所をきちっと、私のほうにもお知らせをいただきたいと思っております。

それと、姫路で、今回もありました。前回もあったんですね。これは、やはり私ら見ても、つくる時から、あんなつくり方して、これはもう、なかなか災害起こすぞというふうに、もう見てわかるような施工をしておりました。それが、案の定、前回もかなり壊れましたし、今回も壊れているというところですよ。

そうした山林に、土地が安いですから、だから、それを開発をすると。そこに設置をするというようなことが、かなり業者間でやられたわけですね。それに対しての規制、これに対して、国、県も、やはりそれを県の条例においても、先ほど申しましたように、防災上、やはり森林については、60 パーセント以上残すという規定を追加されたわけです。

だから、そういう対策がされ、規制がされましたので、私は、その点については、県としても問題点を、ちゃんと把握しながら、当然、県行政の中で、しっかりとやっていただけるものというふうに思っております。

ほかの市町がやられているということなんですけれども、それは、それぞれの考え方があろうかと思っておりますけれどもね、私どもは、先ほど申しましたような観点から、佐用町独自、佐用町が別に、その上につくるということ、そのことは、必要性は、すぐにあるというふうには感じておりません。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6 番（廣利一志君） 今、町長のほうから述べていただきましたように、法人で 47 件ですか、個人で 50 人と。

この中で、例えば、昨日の加古原議員の質問の中でもありましたように、災害の場合、河川改修が終わりましたので、終わっていますので、土砂崩れのところについて、町長のほうから言及があったんですけれども、例えば、この法人の 47 件、個人の 50 人という中には、こういう危険性のあるところについては、認識等々については、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） やはり佐用町内、私、全部をこれ見て回ったわけじゃないんですけれども、私も、当然、そうしたものに關心を当然持っておりますし、町内回る時に、太陽光、このパネルを設置されたところ、そういうところは、ある程度、確認はしております。

ただ、こうした土砂災害の危険地域とか急傾斜地、こういうところに森林を伐採して、開発行為を伴うようなものを、つけられているというところは、佐用町内には、私は、あまり見かけておりません。

ほとんどのところが、農地であったり、埋め立て地であったり、そういうところを、言わば放置された、ある程度の整地をされた平地のところを活用してつくられているところが多いわけでありまして、姫路市の先ほども言いましたように、私から見ても、パッと見ても、これは危ないというような、そんなところは、佐用町内に、私は、見かけたことはないというふうに申し上げておきます。

[廣利君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6 番（廣利一志君） 県の条例が、全国では、多分、一番最初か2番目か、何か、そういう形で県の条例としては施行になったというふうに思うんですけども、国の政策としては、再生エネルギーを進める太陽光発電のことについても、固定価格の買い取りという形の中で進める。その中で、この県の条例ができています。あるいは、町の条例についても、この県の条例があるから、町の条例は必要ないという町長のお考えですけども、この例えば、県の条例についての問題点というのか、今回、林地割合ですか、改正がありましたけれども、この条例の、県の条例の問題点というのか、その点については、町長、どういう認識でしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） 町長。

町長（庵途典章君） 問題点というのは、条例上、数値的な問題としては、先ほど、申しましたように、5,000 平米以上を対象とする。これは、問題点であり、実際、そうした環境面で大きな影響を及ぼし、開発が伴うようなところということを考えると、ある程度、県も、この 5,000 平米というのも理解をするところであります。

そのほかには、元々、買い取り価格が非常に安くなりましたね。当初から。一気に、あの時代、42 円、43 円と言われたものから、もう半分近くになってしまったと。

だから、設置業者のほうの意欲も非常に薄れております。実際のところ。

ただ、今、設置をして、これを事業として、ある程度もうけようとするれば、安い土地、条件がよくて安い土地でないと、なかなか採算の合わない状況に、今、なってきております。

その中で、やはり目をつけているのが山林、土地が非常に安い。そこに、何も防災上、措置もせずに設置をしていることが、やっぱり一番危惧をされるというんですか、危険性があると。

それで、今度、県が 60 パーセントの森林を残すと、私は、これができれば、60 パーセントの森林を残してしまうと、なかなか幾ら安い土地であっても効率的な、いいところだけを使って、森林面積、虫食いの残しても陰になってしまえば、何も太陽光としては、非常に発電効率が悪くなるわけですから、ですから、そういう中で、なかなか山林を太陽光にしていくということ自体、これは、やはり私は、事業としては難しくなったのではないかと、今、規制が、非常にこれは厳しい規制になったのではないかと感じておりますので、問題点というよりか、こういうことを、きちっと県が考えたということに対しては、私は、この県条例が、かなりきちっとした規制ができるというふうに評価をさせていただきたいと思います。

[廣利君 挙手]

議長（山本幹雄君） 廣利君。

6番（廣利一志君） 強制力というところで、やっぱり、なかなか条例の中では、そこが、ちょっとやっぱり、今後の課題かなというふうに思うんですけども、町内の皆さんのお声の中に、これは具体的には、下徳久、あるいは佐用の上町の方たちのお声を、去年も、この皆さんのお声を、ここで届けさせていただいたんですけども、やはり、大雨が降ると、赤茶けた水が出たり、あるいは流域が変更されてしまったりというのが、現実にはやっぱりあると。

で、県もそのことについては、指摘をしております。

先ほど、県の条例が改正になりまして、区域内に 60 パーセント以上の森林を残すということ、町長もここは評価されてしたんですけども、今されているところについては、本当にはげ山の状態で、やっぱり、そういうお声が聞こえてくるし、その対策をという形で言われております。

ですから、新設も既設も含めて、きちんとやっぱり、もう一度、この 47 件と 50 人とおっしゃいましたけれども、把握を、きちんとしていただきたいということと、問題は、神戸新聞の社説でふれておりますように、最近は、実は、投資目的が増えているんですね。要は、1 年間に所有者が変わってしまうと。3 回変わっているところがある。そうすると、誰に連絡をすればいい。要するに、台風で被害を受けたと。そのあたりの把握を、所有者が、実は、誰なのかと。維持管理は、いつ、どういうふうにしているのかと。そのことについて、把握を進めるべきではないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 最初に、その質問、ずっと前のお話の中で、強制力というお話があります。その条例のですね。

県条例においても、なかなか、届け出を受けて、指導、助言を行うという中で、100 パーセント、これではだめですよということではないんですね。近隣の説明会もしなさいと。絶対同意がなければならぬということまではできないんですね。

特に、例えば、町が条例をつくったとしても、強制力を持った条例をつくることは、こういう条例の場合は、非常にできません。本当にこれは、ある意味では行政指導を中心とした条例になってくるわけです。

ただ、面積ですね、先ほど言いましたように 60 パーセントを残すと。これは、はっきりと強制力があるわけです。

だから、そういう意味で、今後は、あつした山林を無造作に切って開発すると。開発行為の中で、太陽光発電目的であれば、開発行為の中で、森林を残さなければならない。だから、そういうことは、まず起こり得ない。これを違反すれば、これは強制力ありますから、これは罰則もあるということでもあります。

そういう中で、やはり、これまで、そうした規制、ルールがないような状況の中で、設置をされた町内にあるものについて、そういう大規模なものもあります。

ただ、これの問題について、それを、ほんなら法律ですからさかのぼって適用するとい

うことは、これは当然、法治国家の中ではできないわけですから、これは、その対策、状況が、いろいろと問題が起きれば、それに対して指導をすると、現在も、今、ご指摘の上町のほうの問題についても、そうした県も立ち会いながら、いろいろと土砂の流出防止対策とか、水の汚濁対策、そういうことを指導され、業者としても、事業者も、それなりに、それに対しての対応をしているというふうに聞いております。

そうしたものを、町が全部管理をなささいと言われても、そこまでは、なかなか町はできません。

ただ、そういう問題が起きたところ、起きる。そういう状況になった時には、当然、町としても、それに対して、事業者に対して指導をさせていただき、また、当然、その施設には、管理者というのが明記されております。

持ち主が、先ほど言われるように、投資目的で、次々と変わってしまうというような状況があるんだと言われますけれども、しかし、その法律上、施設として、電気施設として、それは、表示しなければならないということになっていますから、それが、明確でない。誰も所有者がわからないということであれば、これはある意味では、法律違反ですから、だから今回、例えば、末包で土砂が崩れて、町道を塞いだ。ここについても、実際、連絡すると、非常に遠いところの事業者でした。広島とかですね。最終的には、その管理者と、実際、設置、持っていることは、また、会社が違ふとかというような、中身は、やっぱり、いろいろと、それぞれ複雑なところがあるようですけれども、それなりに、当然、連絡をとって、それに対しての責任上、費用負担、そういうことを求めるというようなことでもしておりますので、そういう中で、そんなに問題があるような施設ばかりではありません。

今、言いましたように、町にとって平地の部分で、そんなに土砂崩れを起こしたり、崩壊するようなどころというのは、私は、少ないというふうに思っていますから、佐用町内での施設については、そうした条例の中で管理ができるのだらうと、管理をしていかなきゃいけないと、逆にね、というふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） その47件、個人の50人の方については、どなただということがわかって、先ほどふれたように、例えば、所有者が変わっている状況についても、把握ができていう形で、捉えさせていただきます。

それで、問題は、実際に宍粟市のほうで、そういう問題が起きているのは、それこそ本当に投資目的で、所有者が何度も変ってしまっ問題になっていると。

で、極端な場合、海外の法人が所有者になっていると。伊豆のほうで、今、大きな問題になっているのが、伊豆高原、伊豆半島のほうで問題になっているのが、そういう問題があったりします。

この47件と50人と把握をしていただいておりますので、その点についても、その所有者が変わってしまう。連絡がとれなくなるということについても、再度、その方たちとの、その方たちの把握というふうなことについて、これはお願いという形になるかもわかりませんが、よろしく申し上げます。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 所有者というのは、なかなか企業が事業としてやられる場合には、その形態として、その資金を集めるのにファンドを組んだり、たくさんの方が出資をしたり、いろんな形態でやっておられますから、なかなか明確に把握せいと言われても難しいところがありますけれども、やはり、これ施設として、町としては、これ固定資産税、税を当然賦課しております。ですから、それは誰かが代表になり、税を納めていただいている。賦課しているところが、一応持ち主だと。責任ある所有者だというふうに、判断を町としてはするわけでありまして、それが持ち主が変わったりすれば、当然ここも、いつまでも、その方が所有していないのに税を払うというわけではないので、そういう形で把握と言いますか、管理をしていくというのが、町としてできることの一番確実なところではないかなというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 県の条例のところ、そもそも太陽光パネル発電規制の条例をということで、質問をしております。

町長のほうのお考えとしては、県の条例があるから、あえて、そのための審査をする人員を配置できない。県の条例でカバーできるというお考えかなというふうに思うんですけども、町民の皆さんは、佐用町として、メガソーラー推進というか、している立場からすると、この規制の条例というのは、あんまり考えないというのか、もしかしたら、後ろ向きなのかなというふうな感じを持たれるのかなと思うんですよね。その点は、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） どのように捉えておられるのか、わかりませんが、佐用町が推進しているわけじゃなくて、佐用町は、ある意味では、町自身が事業を行っているのは、やはりこれは土地の活用であり、私は、モデル的に、逆にああしたきちっとしたものをつくることによって、太陽光発電というものが、一般事業者、民間の方がやられるとしても、ひとつ町の事業というのを見ていただいて、それをある程度モデルにしていればよいなと思います。

ですから、その土地、それによって、町としては、将来的に、きちっとした財源を確保しながら、得ながら、いろいろな、それを活用していくという行政の立場でやって取り組んでいるわけですから、別に、規制については、先ほど言いますように、町が後ろ向きとか、前向きという話ではなくって、必要性があれば、しっかりとそれをする。だから、私も、条例なり、こういうルール規制は必要だということは申し上げておりました。

それが、元々、つくられなかったのが、これは間違っているということも申し上げておりました。

だから、そのために県が、これも全国的には早いほうだったんですね。こうした規制をつくり、さらに一番問題と、これからなろうとしている山林についても、きちっと、そう

した規制をかけていただいていると。

だから、そういう意味で、町が前向きとか、後ろ向きとかじゃなくって、私は、佐用町も兵庫県の県民ですから、県民として、そうした、考え方のもとに、太陽光については対応、対処するということで、これでいいのではないかなというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6 番（廣利一志君） 最後に、県下の各市町で、そういう条例化、全てではないんですけどもいう中で、条例化が進んでいるという中で、先ほどもふれていただいたように、県の条例があるからということなんですけども、ことごとく、そういう形で、県下各市町が条例化する、今後、動きの中でも、県の条例があるから、職員を配置できないからということではなくて、やっぱり、その県の条例の条例化されたのを追い風にするというか、いうものは必要なのではないかなと思うんですけども、最後、もう一度、町の条例ということについては、町長のお考えは、今のところはないということなのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵道典章君） もう何度も、その点については答弁をさせていただいているんですけども、ほかの市町が、ことごとく、町条例、市条例、そういうものを制定をされると。そういうことは、少なくとも、その必要性がなければおかしいのであって、ただパフォーマンスとしてつくるといわけではないんだと思います。

ただ、そうした時に、私は、県の、今のこの条例等の取り扱いとして、県は、条例を制定されたところは、全て市町でこれを受けてやってくださいということになっているので、県はなにもしなくて済むわけ、いらわないわけですね。

だから、そういうこと自体も、私は、行政の二重構造だ。全くおかしいなと思っていません。

ですから、他の市町が、なぜ条例をつくられるのか。また、それによって、どういうふうな、その条例を持って、その条例の効果といいますか、条例が適用されて、それによっての太陽光が健全な太陽光発電に寄与してきているのかという点で、必要性があれば、それは、納得できるものがあれば、また逆に必要性があるということも、私も認識できれば、そういう町としても考えることは、これはある意味では、これ当然だと思います。

だから、今のところは、私は、そうした中で、県が昨年ですからね、これ条例をつくったのは。まだ、1年、ようやく1年経ったところです。そういう中で、新たに、森林についての、そうしたものも新たに追加をされて取り組まれている中で、それは県と一緒に、県にお任せだけじゃなくって、やっぱり県の条例ということは、県も指導する時に、町のほうにも協力なり相談もあるわけですから、だから、そういう中で、町民の声も届けることはできますし、それで、私は、今のところ満たしているというふうに思っておりますので、今、町条例を、私は、独自につくるという必要性はないという考えであります。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 引き続き、また、この条例化については、私も調べながら、また、こういう場で問うてまいりたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

人口ビジョン、総合計画の修正が必要では。

佐用町第2次総合計画、これは、平成29年から38年度では、町の人口推計を平成32年2020年、1万6,300人。平成37年2025年に、1万5,000人としています。また、長期の目標として、平成52年2040年1万1,500人としています。

このところの人口減のスピードは予測を超え、総合計画の中間年の平成32年2020年の推計を2年目の本年にも超えるかのようです。

人口ビジョンでは、人口減について、こんなふうにもふれております。「マイナス面ばかりに注目するのではなく、対応如何によっては、むしろ本当の豊かさや幸福を実現していくための転換点にすることも可能です」として、3つの基本方針を掲げています。

①、人口が減っても豊かに幸せに暮らせるようなしくみをつくっていく人口減少適応策。

②番、急激な人口減少カーブを少しでもなだからにしていく人口減少緩和策。

③番め、バランスのとれた夢のある新しいチャレンジ、地域の魅力・元気づくり策。

予測を超えるスピードでの人口減は、当然、税収の不足は予測を超えるでしょうし、町民の皆さんが期待する行政サービスも低下せざるを得ないでしょう。一番の基礎となる人口について予測を超えて減少しているわけですから。

実態を知り、厳しい予測も明らかにしながら、役場のみならず議会も町民の皆さんの知恵も結集することこそ必要ではないか。

そこで、1番、現状を直視しながら人口ビジョン、総合計画を修正する考えはないか。

2番、人口減少適応策、人口減少緩和策、地域の魅力・元気づくり策の具体的な政策・施策を一段と前倒しで実施することと、追加の新規の事業が必要だと思うが、町長の見解をお聞かせください。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からの2点目のご質問であります人口ビジョン・総合計画の修正についての質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

佐用町の地域創生人口ビジョン・総合戦略につきましては、平成26年11月に成立をいたしました、まち・ひと・しごと創生法に基づき、全国の地方自治体も国の総合戦略を勘案して地方版総合戦略を策定することが要請されたことを受けまして、まちづくり推進会議まちづくり部会での計画案の審議や、ワークショップ形式による意見交換、町民アンケート調査の実施を踏まえて、平成27年12月に策定を行ったところでございます。

この人口ビジョン・総合戦略の中で、国立社会保障・人口問題研究所、通称、社人研の推計等を参照しながら将来人口の推計を行い、佐用町独自の目標人口の設定を行っているところでありますが、ご質問でありましたように、その目標人口は、社人研の2040年の推計1万973人に対して、1万1,500人を目標としているところであります。

また、平成29年3月に策定を行いました第2次総合計画における目標人口につきましても、人口ビジョン・総合戦略の推計を参照して設定しておるとおり、2025年における人口は、社人研推計の1万4,777人に対しまして、1万5,000人というふうにさせていただ

いております。

ご質問にあるとおり、本町の近年の人口状況が、町の目標人口を下回るペースで推移していることは、ご指摘のとおりであります。

具体的には、平成 32 年の目標 1 万 6,300 人に対しまして、平成 30 年 7 月 1 日現在の推計人口が既に 1 万 6,380 人というふうになっており、目標人口の達成は困難な状況であると同時に、社人研が平成 25 年に発表した平成 32 年時点の推計である 1 万 6,181 人を下回ることが確実だというふうに予想をされます。

このような状況になっている原因を分析いたしますと、もちろん、これまでの人口減少トレンドが継続しているのが最大の要因ではございますが、一方では、社人研推計の仮定の設定の仕方という、技術的な面もございます。具体的には、町の目標人口を示すに当たっては、社人研の平成 25 年推計のデータを参照・引用することによって行ったところですが、この社人研推計の仮定が、人口の社会減は平成 27 年から 32 年にかけて定率で縮小し、以降の期間においても縮小させた値を一定とするという仮定に基づいて推計をされている点であります。

先月の全員協議会でも報告をさせていただきましたが、社人研は、新たな地域別将来推計人口を本年 3 月に発表をいたしました。その推計による佐用町の 2025 年の人口は 1 万 4,313 人。また、2040 年の人口推計が 9,984 人と前回の推計から大幅に減少した推計がなされております。このような推計結果となった最大の原因は、前回の推計仮定とは異なり、原則として平成 22 年から 27 年に観察された社会減が、将来まで継続するという仮定に変更をされたことによるものであります。

佐用町における目標人口の設定に当たって強く意識しましたのは、人口減少の緩和には当然取り組んでいかなければなりません。一方で、人口という数量的な指標に過度にとらわれることなく、一人一人の住民が安全で安心して暮らせて、幸福感が得られる社会をどのように維持していくかということ、町の基本的な考え方とするという点でございます。

ご承知のとおり、佐用町においては戦後間もなくから一貫して、これまでも人口減少が続いてまいりました。国全体の人口減少が始まって、国は地方創生と言い出しましたけれども、私たちのような過疎・中山間地域の自治体にとっては、人口減少が大きな問題であるというのは、何も今に始まったことではありません。これまでも誰もが何十年も向き合ってきた大変難しい課題でございます。そのため、本町の目標人口については、ある程度の人口減少については、これは科学的にやむを得ないものであるとの考えに基づいて、近隣の自治体や多くの自治体と比較しても、控えめな目標数値とさせていただいたところでもあります。

以上のことから、現状を直視しながら、人口ビジョン・総合計画を修正する考えはないかのご質問でございますが、現状の人口が目標人口よりも減少傾向にあるとはいえ、それぞれの計画に記載をしております基本方針や取り組むべき方向性が間違っていないというふうに思っております。変更すべき、今のところ理由がないと考えております。

現時点において人口ビジョン・総合戦略、及び総合計画を見直すことは想定をいたしておりません。

ただし、先ほども少しふれさせていただきましたが、本年 3 月に新たな社人研推計が発表され、前回推計をされた数値よりも大幅に人口減少が進展しているという予測がなされました。そのため本町では、日本の地域別将来推計人口発表による佐用町の人口問題分析報告を企画防災課において作成をし、庁内の地域創生総合戦略本部を通じて全職員に通知するとともに、先般開催されました、まちづくり推進会議まちづくり部会においても、これを配布・報告を行い、また、議員の皆様方にも先般の全員協議会において報告をさせて

いただいたところであります。

こうして、正しい現状認識と将来予測・情報の共有を広く図らせていただいているところでございます。

なお、政府は本年6月15日の臨時閣議で、今年度のまち・ひと・しごと創生基本方針を決定をいたしておりまして、その中で現行の地方創生総合戦略に続く、平成32年度からの国の次期5カ年計画の策定に着手することが明記をされました。こういった流れを見ておきますと、おそらく平成32年度以降の地方版総合戦略の策定を、地方自治体にも引き続き求めてくるものと思われれます。現行の総合戦略はその計画期間がもう2年を切っておりますので、現段階で目標人口だけを見直すということは想定をいたしておりませんが、次期総合戦略の策定作業を実際に行っていく来年度には、新たな社人研推計の発表を受けて、町独自の目標人口についても、当然、見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、具体的な政策・施策を前倒しで実施すること、また、追加の新規の事業が必要ではないかとのご質問でございますが、やはり私は、この地方創生の目的につきましては、人口が減少をしても将来にわたって、そこに住む住民、町民が安全に安心して暮らせて、幸福感を共有できる社会を築く、そういう社会をつくるための計画ではないかというふうに考えております。

具体的な政策、施策を前倒し実施すること、追加のそうした新しい事業を考えるということも、当然、それぞれ年度、年度の事業の中でも考えておりますけれども、本町においては、これまでも総合戦略・総合計画の基本目標に基づき、学校等跡地の利活用や出産・子育てに関する経済的負担の軽減、地域で暮らし続けられる地域公共交通の維持等の町単独事業を実施すると同時に、地域創生関連交付金等を活用して移住・定住促進事業や地域特産物の育成・強化、観光の活性化等を通じた交流人口の増加策など、数多くの事業を行ってまいりました。

こういった、いわゆる地域創生として、非常に評価を受け、また、ある面で評価を受けて、目にとまりやすい事業の一方で、やはり、例えば、将来人口減少する中で、下水道・水道、そうした社会インフラ、そうしたものの合理化、維持管理のコスト削減のための統合、また、ごみの処理の広域化、こういう将来を見据えた施策、そして、現在、国としても非常に大きく問題として取り上げられております道路、橋梁、上下水道、情報通信設備、あらゆる公共施設等のインフラの適切な管理と老朽化対策、長寿命化対策、こうした町民が、住民が安全に安心して生活をするために、どうしても欠かすことのできない、そうした施設、そういうものを維持管理をどのように、これからしていくか。また、この後、石堂議員からのご質問に予定されております森林、山林という土地の管理の問題、こうした、今、個人がどうしても管理ができない放置された山林、こういうものを、いかに町の土地として、国土として管理をしていくか。こういう生活基盤の維持、そして整備を行っていくということ、その対策を今から講じること、そのことも今、取り組むべき、私は事業ではないかという、非常に重要な事業ではないかというふうに思っているところであります。

本町においては、こういった一般的には地味で地道な問題についても、重要な地域創生事業であるというふうな認識に立って、こういった事業を適切に実施していきたいと考えております。

しかし、これを実施していくためには、将来にわたって多額の費用が発生することが、当然、予想されるところであります。議員ご指摘のとおり、佐用町地域創生の3つの基本方針に基づき、具体的な政策、施策を、必要に応じて積極的に実施していかなければならないという基本的な考え方は、当然、私も同じように思っておりますが、一方で、地方交付税の合併算定替特例の期限の終了を間近に控え、合併特例債の起債上限額も残りわずか

となっている今、持続可能な町の財政基盤を確立していくことについても、これも大きな責務であり最大限の配慮をしなければなりません。そのため、具体的な事業の実施や新規事業の実施の取り組みにつきましては、町の財政事情を慎重に勘案しながら、毎年度実施しております政策調整・決定会議等、予算査定の中でも、必要に応じて協議を行い、柔軟に機動的に検討をしてみたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） あまり時間がないので、幾つかちょっと、再質問させていただきます。

まず、町民の皆さんが、漠然とした不安というのが、このまま人口が減る中で、要するに、例えば、子育ての環境だとか、要するに教育のこととか、あるいは社会保障のこと、そういう行政サービスが小さくなるから低下してしまうという漠然とした不安があるというふうに思うんですけども、その点については、町長、もう一度、端的に、ちょっとお答えをいただきます。よろしくお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 将来にわたって、安心していただける、その保障というもの、それに対して、私も明確に、正確にこれを保障できるというようなことは、なかなか難しいと思います。

誰も、20年、30年先、これをしっかりと予測をし、また、計画をつくるというのは、これはなかなか難しいと思います。

ただ、町民の皆さんが、非常に不安に思われている1つの大きな要因は、ここ何年間か、国が地方創生ということを旗印にいろいろ取り上げ、それをマスコミが大きく取り上げております。そうしたもとなるのは、元増田総務大臣がああして消滅自治体というような、そうした話をぶち上げて、そのことが何か、私たちの町がなくなってしまうのではないかと、そういうふうな、私は誤解であり、そんなイメージを持たされてしまったというところに、非常に町民の皆さんは不安に思われていると思います。

ただ、これから、やっぱりこういう点についても、明確には申し上げられませんが、やはり、これから将来、人口だけで、先ほど、廣利議員も質問の中でお話になりましたけれども、人口が減っても、それはある意味では、町の維持コストを、きちっと考えて安定した町をつくっていけば、世界中の中でも、小さな町でも本当に幸福、安全で安心して、皆さんが幸せに暮らしている地域はいっぱいあるわけです。決して、佐用町が消滅するということは、私は、ないと思います。

佐用町が消滅するのであれば、全国どこの町もみんな消滅します。

やっぱり国として、やはりこれから日本の国がしっかりと国としての存在が続く限り、やはり地方自治体として人口は、それは極端に100人、200人になってしまうと、なかなか維持はできないんですけども、例えば、1万人の町であっても、それは、その町として、私は維持ができる、管理ができるような、逆に、そういう行政コストも、それに見合

うものにして、今のままで、そのまま1万人になってしまえば大変なことになります。

でも、やはり、そうした生活上どうしても欠かすことのできないようなインフラ等も、それも何とかコストを下げるような方法、1人当たりの行政コストを、やっぱり下げているかなきゃいけない。

そうした中で、住民の皆さん、町民の皆さんにも、やはりもっと、これからは、地域でできることは、地域でお願いしていくと。そうした考え方、そして価値観ですね、今まで、町が全てのことができるかと言ったら、それは、なかなかできない部分もあります。

でも、学校施設にしても、保育園の施設にしても、このたび何年かかけて新しい施設にし、統廃合してきました。これも、そうした時代に向けて取り組んできたところですよ。

そういうことは、10年、20年後には必ずやっていてよかったと。効果が、私はあらわれるというふうに思っておりますし、そうした10年、20年先を見据えた中で、今から1年、1年一気にはできませんが、財政もしっかりと維持していくという。こういうことを、やっぱり行政としては考えることによって、そういう社会へ、ずっと移行できるのではないかとこのように思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） 社会減のことについて、町長のお考え、分析をお聞きしようと思っただけなんですけど、ちょっと時間がないので申し訳ありません。

私は、この3つの基本方針は、私もこれは賛成でありますし、この具体策を進めていくということが必要だというふうに思います。

で、この3つあります減少緩和策、この社会減、要するに転出する方を、どうとめていくかと。昨日、岡本議員の質問の中にもありましたように、テクノポリスというのが定住自立圏の中で働く場所という形を町としても考えている。そういう話もありました。

で、結局、ただ、私もそれは、そういうテクノポリスのほうで、そういう雇用の場があるということについては、思っておりますけれども、送り出す、要するに人材を育成するというのか、もっと言えば、佐用高校の教科のあり方なんかも、実は、これから考えていくべきなのかなと思ったりもします。

それと、町では、総合管理計画ということで、公的施設の問題の適正化ということについて進めておられるわけですけども、ここもスピードアップしながら、私は、町内に若い人たちが新規起業を目指すという人たちが決していないわけではない。いるんだというふうに思いますし、その後押しが、実は必要なんだと。そのところが、やっぱりもう一段、補助金の創設をしていただきましたけれども、昨年度は実績がゼロでありました。

だから、スタートアップ企業、その起業を目指す人たちをバックアップするそのものが、もう一段考えていただければなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） その点については、今、お話のように、今のこうした支援策、補助金とか、その適用業種を広げたり、できる限り窓口を広げて新しい企業を興していただく、そういう人たちを支援しながら、町内にも、そうした産業が、事業が芽生えたと。また、

成立して、成長してもらえると。そういう施策、これは、今のままで、私も十分だとは思いません。

だから、できる中で、じゃあ、どういうことを今後、また、支援策の中で具体的に行っていけばいいのか。こういうことは、現在、いろいろと考えておられる方の要望なり考え方、そういうものもお聞きして、担当課においても、さらにどうしたら、もっと、やっぱり、そういう方が起業しやすく、また、安定した起業活動ができる基礎ができるのかというようなことは考えるべき、取り組むべき課題だというふうに思っております。

[廣利君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） ③つ目の地域の魅力・元気づくり策というところで、魅力プロジェクト、創造プロジェクトという形で、平福の問題とか、幾つかの問題、この間も報告を受けましたけれども、結局、その133でしたか、130を超える自治会が、集落があります。

ともすればですけれども、平福の問題が照準当てられて、何かその130分の1の自治会なんですけれども、あと129の自治会のところについても、同じような、やっぱり、それぞれの地域の魅力ということ、発掘し、それを後押しすると。そういうことが、実は、大きな計画がある、その中で小さな集落のことが、どうしても後回し、なおざり、ちょっと言葉適切ではないかもわかりませんが、129の自治会なんかは、もしかしたら、そういう思いを持たれたりするのではないかな。

だから、130の自治会が同じような形で魅力づくりをしていく。それをバックアップするという考え方が必要なのかな。そういうところが、考え方が、実は、必要なのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私も佐用町として、こうして4町が合併した、そういう中で、新しい町としてスタートする中で、当然、町長として、そうした均衡ある地域の維持、また、発展ができればと。そのための1つの施策として地域づくり協議会という各単位の組織もつくって、各それぞれの広い佐用町内、ある程度は、今、言われた130、当時140幾つの集落ごと、なかなか、そこまで細かく同じようにということは行きませんが、小学校区という昔の非常に地域の絆で結ばれた地域、それぞれ特色を持った地域での地域を維持していくという皆さんの、そうした活動をお願いして、今、取り組んでいるところです。

これが、私は1つの大きな考え方の中で、実際に行っている事業だというふうに考えていただきたいと思います。

ただ、佐用町としても対外的に、いろいろと佐用町の中だけで物事が完結できませんし、もっと外へアピールして、PRしていくためには、やはり、その一つ一つというのは小さいので、全国から見れば、また、県内から見れば小さな町、また、その中の小さな地域というのは、そんなに力が発揮できるわけではないので、そういう中で、佐用町としての核になるものというものも必要だというふうに思います。

ただ、今回の計画の中で、佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクトというような考え方で、当然、平福利神城跡だけではなくって、町内のそうした歴史的なもの、改め

て、それぞれの地域で活用できるように。

ただ、そのプロジェクトとして、全体で考えても、それを具体的にどう活用し、また、地域をとっているのか、それを維持していくかというのは、やはり元へ戻って、地域づくり協議会のような単位で、また、地域の皆さんと一緒に取り組んでいただかなければできない。

町が独自に、町として計画をただつくっているだけでは、何も、それは動かないというふうに思います。

だから、そういう中で、例えば、三日月地域においても、あして陣屋門、そうした移築もし、ああした歴史的なものも保存しながら、乃井野の地域に対しても、地域でも、そうした運動も活動も、今、起きておりますし、常に全体にできることは、やっぱり佐用町全体の力として、それぞれの地域、小さい力ですけれども、それを結集していくという、まず、その一番基礎自治体としては、ある意味では、各集落が、やはり最終的には一番の基礎自治体になるという観点、それは、やっぱり頭に置いて、当然、常に、皆さん意識しながら町としては考えていくべきだと思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利君。

6 番（廣利一志君） 私の質問を終わります。以上です。

議長（山本幹雄君） 廣利一志君の発言は終わりました。  
続いて、8 番、石堂 基君の発言を許可します。

〔8 番 石堂 基君 登壇〕

8 番（石堂 基君） 8 番議席の石堂です。

私は、今回、森林整備の新たな展開を考えるについてを質問させていただきます。

森林の多くは、戦後や高度経済成長期に植栽された杉やヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材としての利用可能な時期を迎えようとしています。利用可能な森林が増える中、国内では用材や原料として生産される木材も増加し、木材自給率も上昇を続け、昨年度においては、過去 30 年間で最高水準となるなど、国内の森林資源は、「伐って、使って、植える」という森林を循環的に利用していく新たな時代に入ったと言えます。

このような状況の中、本年 5 月には新しい法律として森林経営管理法が成立し、平成 31 年 4 月から施行され新たな森林管理システムがスタートしようとしています。また、この法案とセットになる森林環境税も 2024 年から住民税に 1 人一律千円上乗せされることもすでに閣議決定されています。

一方、佐用町内の森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない事態が多く発生しています。全国的にも 8 割以上の市町村が、管内の民有林の手入れが不足していると考えている状況であり、森林の適切な経営管理が行われないことにより、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持にも支障が生じています。加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しています。このような中、森林経営管理法は適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管

理の両立を図ることが大きな目的とされています。

これまで本町においては、林業振興を図るために町森林組合への強化助成や町単独造林補助の創設、林業体の育成、木材ステーションの実施など多くの政策を進め、町内における素材生産量も飛躍的に近年増加している状況ですが、さらに今回の森林管理システムや森林環境税を活用した新たな取り組みを考え、さらに町内の森林整備を促進するとともに町内経済に効果のある施策の検討が必要と考えられるますが、町長の見解を伺います。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からの森林整備の新たな展開を考えるというご質問に対してのお答えをさせていただきたいと思います。

今、ご質問で、石堂議員から森林が抱える状況、いろんな課題、縷々、今、述べていただきました。ご質問いただきましたけれども、私も、今、森林を、どうこれから管理していくか。維持していくか。非常に大きな、今、転換期に入っているという。そういう意識を、感覚を持っております。

国においても、先ほど述べられました森林環境税、また、森林経営管理法、こういう法律も制定をされ、国においても、もう待たないだという考え方ではないかと思えます。

そういう中で、まだ、明確にできていない部分も国においてもたくさんありますし、私も、これから、まず森林組合の組合長としても佐用町の森林を、どうこれから管理していくのか。こういうことを、本当にずっと、いろいろと考えている中で、まだ、明確にお答えをすることが、なかなかできない部分もたくさんあります。

そういう状況を踏まえて、ご理解いただいて、こうした議論を通して、もっともっと、やっぱり研究もし、皆さんの意見もお聞きして、国の政策を、どこまで、どうこれを活用していくのか。それに沿って展開できるのか、こういうことも考えていきたいと思えますので、今日、お答えをさせていただく内容につきましては、ちょっと私も十分に、そうした考えをまとめてお答えをさせていただくような準備ができておりませんので、その点を少しお許しいたいて、お聞きいただきたいと思います。

まず、議員ご指摘のように、今、全国の山林は、戦後一気に植林が進みまして、そうした植林された、植樹された木が杉、ヒノキを中心に、この人工林が50年、60年という年齢になって、木材として、いわゆる伐期というものを迎えております。

これまでは、ずっと山、木材というのは、やはり成長するのに、50年、60年かかるわけですね、その間、育ててくるばかり、ある意味では投資をするばかりだったわけがあります。

しかし、その木を、ようやく伐採して、そして、本来の用材と、建築用材等含めて、この資源として活用し、そして、伐採した後を、さらにまた、新たに再び植栽をして、また、育てるという循環ですね、こういうことに取り組まなければならないという、そういう時期を迎えております。それは、今、石堂議員がお話になられたとおりであります。

しかし、また、その中で町の現状を見て見ますと、佐用町の森林面積、人工林とか天然林合わせて2万4,800ヘクタール余りあるわけです。大体、佐用町の300平方キロの面積の中で、8割以上が森林と言われる状況であります。

そのうち、現在、森林管理を適正に行っていこうということで、国のそうした制度の中で森林経営計画。森林経営計画を実施して、できているところは1,400ヘクタール弱、全体のこれ面積の94パーセントは逆に、そういう経営計画がされていない地域だというこ

と。5、6パーセントしか、まだ、森林経営計画というものがなされていないということで、町内のほとんどの森林の手入れ、大きな所有者で長年ずっと、きちっと管理をされている山も、当然ありますけれど、ほとんどの山林が手入れができていない。そうした維持管理が、管理が適正にできていないという現状であります。

これでは、やはり幾ら50年、60年、ずっと育ててきた木、今まで手入れをしてきた山林であっても、本来の木材資源としての価値もないわけであります。

また、一方、災害防止をはじめ、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止などの森林の持つ、いわゆるもう一方の公益的機能、これも十分に果たせていないというのが現状であります。

このような状況になっている原因といたしましては、これはもう皆さんも十分おわかりのことなんですけれども、やはり特に佐用町の森林の状況を見ますと、森林の所有が小規模で分散的であり、元々、森林の効率的な林業経営ということができない基盤がないということ。そこに、やはり木材価格が非常に低迷をした中で、長年森林を何とか育ててきていただいた方々も林業経営への意欲を失われて、また、そうした方が、当然、木が50年、60年経つということは、植林をされて育ててきたこられた方々も、もう既に高齢になられ、そして、もう亡くなられているところが多いわけです。そうしたその後を受け継ぐ、次の世代、若い世代ですね、そういう方々が、もうこういう森林を取り巻く今のような現状の中では、森林事業に対して、そういう世代は全く関心がなくなってしまうということ。

また、要するに、やっぱり森林が木材市場、木材価格が非常に低迷をし、生産的に採算の合わない、当然、状況に長年なってしまうと同時に、昔は、小規模な1反、2反の山でも、それぞれの家の持ち主のまきやしばや、毎日の燃料として、当然、毎年必要でしたし、また、田んぼの稲をかけるはぜ木、また、そのはぜ足、そういう物を調達していくという、生活上どうしても山というものが生活に密着して必要だった時代が山を大事にしてきたわけです。

しかし、そうしたことも、今、必要になくなってしまった中で、小規模なそうした山林について、経済的、生活上の必要性、そういうものもなくなってしまうと、これを個人が、それぞれが所有者が管理をするということ、そういうことが、これ本当に、逆に必要性がなくなった。できないというよりか必要性がなくなったというような状況に、今、あることを、きちっとやっぱり、これは捉えておかなければならないというふうに思っております。

そういう資産価値もなくなりましたし、そうした生活上必要性がなくなった。これは、こうした山林を、じゃあどう、一方では広域的な山林というのは機能を持ち、山というのは、その役割があるわけですから。そういう面で、やはり公、公的な管理をせざるを得ないという時代になってきているということでありまして、その一方で、そうした産業として、林業を改めて取り組んでいこうという場合に、これは経営規模を拡大をしたい。しなければ、効率的な、また、産業としては成り立ちません。そういうことを、意向も当然あります。

ただ、それが1つの簡単に実現ができない理由としましては、先ほど申し上げました小規模な、やっぱり個人所有者が多いということ、山林が非常に分散してしまって、小規模な山林、これを、なかなか個人所有という形で、まとめることができません。

そういうことで、そうした事業地の確保が非常に困難であるということ。

また、当然、今は、機械化をしないと作業はできませんので、路網、林道、こういうところが未整備だったり、通れなくなっている。

また、林業機械など、これも必要だと言いながら、このこうした整備、非常にこれを更

新や導入したり、更新していくとしても、本当に多額の費用が要ります。こうした整備面で費用がたくさんかかるということ。

これが、なかなか簡単に新たに林業に取り組もうとしても難しい原因だというふうに考えております。

今回、国において、森林環境税が創設されることになったわけです。それに合わせて、そうした新しい制度として、こうした森林をとり巻くその状況を、何とか打破するために、対応していくために、森林経営管理法という法律が制定をされました。

そして、その中で、森林管理システムというものを、今、具体的に、いろいろと林野庁のほうでは、考えられております。

今、このシステム、一応、案ができておりますけれども、その中で、今、石堂議員もお話しいただいた質問の中で、意欲のある林業経営者に集約をしていくということ。ただ、私は、ここのあたりが非常に一番難しいと言いますか、困難なところだと思います。

林業そのものが現在のような補助金だけで何とか経営をというんですか、事業を維持しているようなものを、幾ら集約しても木材価格そのものが今のような状況の中では、なかなか経営として採算がとれない。その中で、そんなに意欲を持って森林事業に、切って、さらにこれを新たに植栽をして、また、育てると。これから50年、60年、また、育てるといようなことをできるか。なかなか、これは現状を見た時に、それは難しいと言わざるを得ないと思うんですね。

このへんに森林管理システムとしての、非常に問題点があるかというふうに思っております。

ただ、そうは言っても、国が今、そういうことを考えられておりますので、その概要について、少しお話をさせていただきますが、その新たな森林管理システムの概要であります。1つに森林所有者が自ら所有する森林について、適切な経営や管理を行う責務があるということを確認化にするということ。

そうした上で、森林所有者が自ら管理できない場合は、所有する森林を町などに預けていただいて、森林、市町村が経営管理を受託するというようなシステムですね。

そして、町は、預かったその森林を、意欲と能力のある林業経営者につないで、林業経営の集積・集約を進めるというふうに、今、考えているわけです。これは、既に農地の集約化で育成するとか、それと基本的には同じ考え方であろうかと思えます。ただ、ここで一番、しかし農業と違うところは、森林というのは、農業であれば、ある意味では1年1年の収益があって、経営的に管理ができるということですが、森林というのは少なくとも40年、50年、基本的には50年、60年ぐらいはかかるわけですね。このスパン、時間というものが全く違うと。ここは、なかなか農業と同じようにはいかないというふうに、私は思っております。

また、一方で、自然的条件が悪くて、林業経営に適さない森林等については、これは、町が行えと。そういうふうな内容になっております。

そのための町が公的管理を行う費用について、先ほど申しました、このたび創設が決まった森林環境譲与税、これを活用するという考え方の制度であります。しかし、意欲と能力のある林業経営者とは、その中で、意欲と能力のある林業経営者というのは、ただ木伐って売っただけではなくって、そうした伐採した後には再び植栽して育てるとい循環的な林業経営を行えることというのが1つの条件になるんですね。

また、森林所有者や林業従事者の所得を向上させるため、高い生産性と収益性を実現できる、そうした力を持った林業経営者の方々を想定をしているというふうに言っております。

しかし、このへんが、先ほど申しましたように、今でも本当に補助金を導入していかな

いと経営ができない中で、そうした長いスパンで、こういう経営を考えて林業事業者として取り組んで、そうした方がいるかどうか。そうした人に、町は委託しなさいということになっているんですね。

このような、新たな森林管理システムの導入につきまして、森林資源を適切に管理をし、地球温暖化防止や災害防止など森林の公益的機能の維持と増進に寄与しようとするものであり、安定的に木材を供給し、川上から川中・川下への関係者とともにも木材に付加価値を持って有効に活用することによって、林業を成長産業化して、地域経済の活性化や雇用を創出して、ひいては地方創生の実現にも寄与するものだというふうに、国は考えて、そういう話を、考え方を示されております。

実際、こういうことができれば、非常にすばらしい理想的なことではありますが、実態に合った今の状況を踏まえて、これから町としては取り組んでいかなければならないなというふうに思っております。

さて、前置きが長かったんですけども、ご質問の森林管理システムや森林環境税を活用した新たな取り組みを考え、さらに町内の森林整備を促進するとともに町内経済に効果のある施策の検討が必要ではないかということですが、当然、私も先ほど申しましたような状況下の中で、この施策の検討もしなきゃいけないわけではありますが、その検討の前に、やはり今、山林が、先ほどの繰り返しにもなりますけれども抱えている課題、一番の大きな問題は、個人がもう管理ができない状況になっている中で、個人の所有者、この小規模な所有者というものが、なかなか、そうした森林を経営していこうという方が、もう新たに創出していくというのは、なかなか難しい状況にあります。

また、現状の中で、じゃあそうした山林を管理するために個人所有者の適切な管理、経営というものを、それは当然していただければ一番これがいいんですけども、それが、もうできないという状況の中で、既に森林は、ほとんどが間伐を中心ですけども、公的管理という形で、行政が管理をしている状況にあります。

また、山が崩壊したりして、そうした防災治山事業、こういうものも全て、所有者として個人ができる状態ではありませんし、当然、個人がする意思もありません。

既に、そうした公的な管理をしているわけではありますが、しかし、国は、新たな森林管理システムの中で、個人所有者から町が委託を受けて、そして、町がその管理を、管理権を持って管理をするというんですけども、その権利が幾ら権利がどれだけ町にとって大きな財政負担のない、また、逆に経営的に利益の生むような権利かといいますと、全く逆ですから、現在でも町としては、そういう経営計画をして、今、施業、管理をしている山については、補助金を交付しておりますし、町が上乘せして助成をして何とか、それぞれの事業者も、また、森林組合も運用しているという状況であります。

ですから、この個人所有という権利を、そのまま残して、最大 50 年ということをおっしゃってありますが、じゃあ、50 年後にどう、また、処置をしていくのか。その間に、現在、一番問題は、土地が相続をされない。資産価値がない。関心がない。そういう中で、相続をされない状況を放置される。そうすると、森林所有者というものがネズミ算式に多くなってしまう。誰が持っているか、誰が所有者なのかわからない状況になってしまう。

そうした中で、例えば、先般も、一般質問でも出ましたか、道路の管理と、そういう中で、道路に覆いかぶさった樹木、そういうものを伐採して管理をしようとしても、個人はしませんし、それを町が行政としてやろうとしても、やはり個人の所有物として了解を得なきゃいけない。確認を。その作業だけでも、ものすごい経費と時間がかかっております。

こういうことを考えた時に、町自身が受けて、それを再委託して、委託をする先があるかどうかは、これも先ほど申しましたように、なかなか私はないと思います。それを、また、することによって、町の負担ばかりが大きくなって、将来とも個人所有としての土

地と権利というものはそのまま残って、非常にそのことが行政を行う上で、道路を例えば拡幅しようとしても、土地の分筆をして土地を買収しなきゃいけない。個人のものですから。だから、その時に、その買収費用、土地代よりかは、そうした法的な手続き、分筆をして、みんな登記をすると。その登記するのも何十人もの方の同意書を得なきゃいけないとか、現実に、今、そういう状況になっているんですね。それに100万円、200万円というお金がかかっているわけです。1件にですね。そういうことを、ずっと、これからも続けていかなきゃいけない。

だから、そこで、先ほど、お話のあった、この人口減少を、これからずっとしていくだろうという予想、予定、想像の中で、ますます地域を誰が管理するのか。安全・安心、こういう防災の面においても、やはりこれは、町として、行政として、土地の管理ということ、やっぱり公的なものとしてやらなきゃいけない。そのためにも、この現在の状況というのは、きちっと今の段階で整理をして、もっと管理のしやすい、行政コストを下げるという面でも、また、効率よく行うという面でも、本当にこの土地の現在の所有のあり方、山林の、ここはやはり今回の管理システムの中でも、もっと掘り下げて、考えなければならぬのではないかというふうに、私は思っております。

そうした、国が今後、求めてくる新たな森林管理システムの中で、町が行う公的な取り組みにつきましては、まず、森林整備や所有者の意向調査、現在、所有されている方の森林の意向調査。また、境界の確定。人材の育成・担い手の確保など、この、そういうシステムを円滑に機能させることで、その取り組みに必要な財源として、そうした、先ほど申しました森林環境譲与税、こういうものを充てるようにというふうに言われているわけがあります。

しかし、私は、この中で、まず最初に、どうしても早く取り組まなければならないのは、特に森林所有者の意向調査、現況把握ですね。これを町では最優先で考えて取り組まなければならないと思っております。山林について、非常に今、町内在住者だけではなくって、元々町外の方が取得、資産目的で持たれている山もたくさんありますし、また、相続がされずに、そのまま放置されている山もあって、県外に住まわれている所有者も非常に多くなっております。その中で森林組合が持っております組合員名簿、これの今、ずっと整理をしているところでありますが、なかなか全部を把握することはできませんが、町は、まずは、森林組合と町の農林振興課のほうの職員と、この組合員名簿をもとに、今、所有者、とりあえず権利上所有されている方の状況の意向調査を行わせていただいて、まずは、きちっと個人で管理をしていただきたいと。ただ、それができない所有者、もうできないと言われる方については、じゃあ、どういうふうな取り組みができるか。こういう点を、町としては、早急に調査をしていく必要があるというふうに思っております。

近年では、町のほうにも、そうした所有者が、もう維持管理できないので、町のほうに何とかこれを寄附できないのか。引き取ってほしいというような相談も、かなりあります。それには、どうしても山林だけではなくって、家屋敷、田んぼ、畑、そういうものも含めてという話も多いわけですが、しかし、なかなか家屋敷というものの取り扱いというのは非常に難しいですし、また、田んぼ、畑というのは、近隣の農地として一体的に、やはり管理もしていかなきゃいけない。それは、やはり町としても地域の皆さん方につないで、何とか地域で、それを引き取るなり管理をしていただくというようなことをお願いすると。

ただ、山林については、元々地域の方も山林の管理も何もされている人いないので、ほとんどが、これは、町がやはり公の土地として、町が管理を、今後、きちっとといたしますか、法律的に町が行っていくためにも寄附をお受けするというふうな方針で取り組んでおります。

既に、かなりの面積の土地を寄附いただいておりますし、特に最近では、奥長谷の、いわゆる地区有林といいますか、共有林、そういうところも相続がずっとできないということで、約25町歩、25ヘクタールという山林を寄附をいただき、町有林にしております。

やはり、山、何の経済的な価値も見いだせず、何もしていないのであれば、本当に個人が持っている必要性というのか、意味がないんですね。

だから、個人が持って所有していようが、町が持っていて状況は、そのものがあることは、そこに存在することはそうですし、すぐに、じゃあどうしようというわけではない。

ただ、そうした中で、町がこれから計画的に管理をしていこうとした上で、例えば、それと一緒に民有地も含めてということになりますけれども、かなりの面積を一体的に経営計画をつくって、そこに林道なり、作業道というのを、路網をつくと。町有地であれば、どこにでも林道をつくったり、また、作業道もつくることができますし、また、時期的にも合わせて自由に管理もしていけるということでもあります。

まあまあ、そういう状況もありますので、私は、やはり最終的に、これをそうした個人で、もう管理ができない。特に小規模面積のたくさん連担しているようなところ、これについては、もう町が思い切って町有林にすると、公有林にしていくという方針を何とか考えていきたい。打ち出していききたいというふうに思っております。

今は、寄附という形でいただいておりますけれども、当然、元々、評価しても、ほとんどが逆にマイナスになってしまう評価になる山が多いわけです。

しかし、個人の所有者として、お父さんや持ち主で先祖が大事に育てられた山、これを、ただ町に寄附してくださいというだけでは、なかなか皆さんも、それに対して、そういう気にならないといいますか、関心も出てこないのではないかと。私は、若干の安くても幾らかの価格で町が買いとるといようなことを、皆さんに示していけば、今の段階であれば、非常に関心もあり、出て、町に、そうした申し出もかなり出てくるのではないかなというふうに思っております。

ちょっと、長くなって申し訳ない。議長、よろしいね。

議長（山本幹雄君） はい。

町長（庵途典章君） 大事などこのので。

隣の宍粟市なんかは森林王国ということで、いろいろとあそこは活発に森林組合なんかも活動されておりますけれども、やはり宍粟市においては、これはあそこも合併をされておりますから、元々、どこの旧町でたくさん持っていたところと、少ないところあるので、旧千種なんかは公有林といいますか、いわゆる昔の村有林、町有林を持っておられたところの面積が特に多いのじゃないかと思うんですけれども、大体4,000、5,000町歩の山を市有林として所有をされております。

町としても、そうした山林を、例えば、町有面積の2割、2割としても、約4,000町歩ぐらいあるわけです。植林された山だけを考えると、2,000町歩から3,000町歩ぐらいになるわけですけれども、まあまあ、本来、個人が、先ほどから何回も言いますが、強制的に個人の土地をどうじゃなくって、本当にきちっと、個人所有として代々きちっと管理していただく、大事にさせていただくと、これが、それは一番いいわけです。しかし、そうできないところについて、私は、若干、そうした町としての将来への、ある意味では投資として2,000町歩、3,000町歩という…ヘクタールですね、3,000ヘクタールというような土地があれば、これはやはり町自らが計画的な管理を行う1つの核になりますし、また、このことによって、特に、今は、森林組合だけではなくて、森林事業者を育成していく上でも、計画的に仕事を発注をしていくということもできると思いますし、こういう

公有林にすることによって、皆さん心配されるのは、町の固定資産税等が町にしてしまうとなくなってしまうんじゃないかというふうに思われるんですけども、現在、実際に山林の評価というのは非常に低いですし、免税点以下というのめたくさんあるようですし、山林から受けている固定資産税というのは、本当にわずかな 2,000 万ないというふうに、税務課から聞いております。

それ以上に、今、町が山林経営に対して、いろいろ補助している額のほうが、ずっとずっと大きいわけですね。

特に、今、地籍調査等も行っておりますけれども、地籍調査が一番お金がかかっているのは、小さな土地がずっと連担しているところ、その境界を、これもやっぱり個人と決めなきゃいけない。まだ、町内におられて山のことを知っておられる方なら、はっきりわかりますけれども、町外にほとんどの方が出られている。その方にも連絡をとって来ていただいて、来ていただかなければ、もう任せるといような委任状ももらわなきゃいけませんし、その手間だけでも、ものすごい経費がかかっております。

ですから、まず、佐用町として、今から本当に早急に取り組まなければならないのは、個人的な所有者として、きちっと管理がしていただける山と、それができない土地、まずは、そこをきちっと明確にわけるといことですね。その中で、個人でできないのは、町は公的な管理として、今でもやっているのだから、それをもっと永久的にきちっと管理ができるように町として、町有林化をすると、こういうことを、私は、考えて、今、いろいろと考えているところであります。国のほうも、こうしたシステムがつくられている時なので、それに対しましても、私も国、林野庁に対して、私なりの意見も、いろいろと申し上げさせていただいております。

先般も林野庁にお伺いして、ちょうど、このシステムをずっと考えておられます、担当している課長にもお会いして、そうした話を、現実の問題、将来にわたって、どうあるべきか…町の管理として、そのことが、私は、地方創生というふうな、先ほども廣利議員のお話の中でさせていただきましたが、そうした人口対策だとか、いろんなことと同時に、やはり人口が少なくなっても地域をきちっと管理をして維持していく、一番大事な地方創生としての事業ではないのかと。そういうふうに捉えていただきたいということもお話をさせていただきました。

そういうお話も、その課長だけではなくって、先般は、ちょうど林野庁長官にもお会いできたし、その下の次長にも、ちょうど行って時間があるから部屋に入って、どうぞということで、かなり長く今の牧元林野庁長官とも、そういうお話をさせていただいて、林野庁長官も、それは、本当にそういう方向というのはすばらしいと。考え方として、取り組んでいただきたいと。なかなか、そこまで行政が、今、取り組んでいるところは、あまりないと思うんですけども、佐用町としてできる範囲で、いろいろ考えられたことについては、林野庁としても、当然、応援をさせていただくというような話もいただいております。

ぜひ、そういうものを具体化して考えて取り組んでいきたいと思っておりますので、ここで、あまり議論をさせていただいても、あまり、それこそないと思いますので、ひとつその点、よろしくお願いをさせていただきたいと思っております。

これで、もう私の答弁と言うよりか、今の状況の説明しかできませんでしたが、よろしくお願いをいたします。

申し訳ないです。

議長（山本幹雄君）                      ここでお諮りします。

お昼を過ぎておりますが、このまま一般質問を継続したいと思っております。ご異議ございません。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議がございませんので、このまま一般質問を継続します。  
大変難しい課題ですが、以後、もう少し端的に答弁をお願いいたします。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂君の発言どうぞ。

8 番（石堂 基君） はい、ありがとうございました。

私、議員になって、一般質問の1回目の町長答弁としては、過去最長時間だったと思います。43分。で、その最後に林野庁長官もこういうふうな形で協議をして考えを同意していただいているまで答弁いただいて、今さら、私が、細かなことを、これどうですか。あれどうですかという話ではないので、ちょっと踏み越えて申し上げますけれども、本当に内容の濃い答弁だったというふうに、私自身思っています。

今の現状の分析、それから、これから向かうべき先がある程度、町長なり行政の中で、政策の柱として打ち立てていかなければいけないところがしっかり聞こえたかなというふうに思います。

ただ、本当に、今、やらなければいけないことは、来年度から、この森林経営管理法がスタートすること、そしてまた、それに付随して財源が伴ってくることで、具体的な政策、施策を、今、考えていかなければいけない段階だと思うんです。

それに向けて、町長が答弁の中にもあったように、僕は、一番は、やっぱり住民の方の意向。森林をどうするかという意向調査ということも含めの、やっぱり意識をどういうふうに持たれているか。あるいは、これから佐用の森林をどうしなければいけないんやという、その行政の側からの訴えも、そこには必要なんじゃないかなというふうに思います。

当然のことながら、今回のこの森林経営管理法、そして、それに伴う平成 37 年からですけれども、森林環境税、本当に何を求めて、国がこれを地方に押し出しているか。結局、国土の保全、特に、その大半を占める森林の管理、整備について、要は、各自治体で責任を持ちなさいということだろうと思うし、また、そうしなければいけないことだというふうに、私自身も思って、今回、この質問をさせていただいたんです。

で、その時に、当然のことながら、これまで森林というのは、個人財産であり、個人権利が付随するもので、従来山の所有者の方、これはまた、世代によっても、当然、感覚は違うと思います。答弁の中にもあったように、はげ木に使い、枝打ちも行き、つる切りも行きした世代、もうそれは 40 年前ですからね。かろうじて、私の世代で町長の答弁にあった作業が自分でやってイメージできて山に行っていたな。でも、もうそこから下、もしかしたら当局側で、課長で座られて、こちら向いていらっしゃる方というのは、非常にその感覚が薄い。結局、それが山に対する愛着であったり、財産としての意識であったり、今後どう、自分とこでしようかという意識に、今、つながっていると思うので、まず、今、佐用の、佐用と言いますか、日本国全体の森林が置かれている状況で、それを何とか改善しなければ国土の保全につながらない。地域を守るためにはならないという、この状況を住民の方に、より多く知っていただく機会を、私は、行政の場の一人一人の職員の方、当然、町長を筆頭にして、それを、まず、求めていきたいと思います。

先般、佐用郡森林組合の通常総会が開催をされたということで、その場で、組合長でも

ある町長が、このことについてお話をされたということも聞きました。あらゆる場で、この森林経営管理法がどういうものか。もっと押しなべて、皆さんにわかりやすく、これから佐用の山をどうやって町が守っていくか。その姿勢を示した上で、私は、それぞれの所有者、地域の方の意向調査というものを並行してやっていただくことによって、今、ある意味、まだ、政策的な協議が十分に煮詰まっていない中ですから、町長のほうからは、少しやわらかい形で言葉出ましたけれども町有林にしていくというようなこと。これは、その言葉だけがひとり走りすると、それはそれでまた、いろんなハレーションがある部分があるかと思えます。

ただ、それが何を目的にして、どういうペースで町が責任を持ってやっていこうとしているのかという姿を示すことによって、協力的に、例えば寄附、協力的に町有林にしてくださいという声も出てきましようし、また、それに関連して、その周辺、あるいは地域全体でということも起こり得る可能性は、僕はあると思うんです。

そういうふうな形のことを、まず、皆さんに確認していただく。合わせて、今回のこの管理法、そしてまた、今後、佐用町が森林に対して、どういう取り組みをしていくか。具体的な内容は、僕は、まだ、平成 31 年度からスタートするばかりで、財源的にも森林環境税自身の暫定措置として、森林環境譲与税というのがおりてくるというふうに聞いています。それは、満額ではなく、単年度で 1,000 万円、2,000 万円ぐらいまでの財源かなと思うんですけれども、それを、どう使っていくかということは、それは事務的に政策協議を、もっと庁舎内部で詰めていただいたらいいと思うんです。

ただ、やらなければいけないことは、先ほど、答弁にもありましたように、現在のその森林所有者の意向を確認した上で、適正な管理が再委託できる林業経営者があれば、そこに再委託。でも、これも答弁にあったように、僕は、町内では、そうは思いません。やり方によっては、もしかしたら森林組合とか素材業者に再委託が可能だったら唯一そこぐらいで、もうそれ以外は、なかなか町内で循環させていって、経営管理を町内でやっていくということになれば、非常に難しいと思うんです。その時には、全て残りの管理されていない部分については、町が自ら管理をしなければいけないということになってきますので、取り組みを強めていくためにも、いかに住民の方に、その必要性というものを訴えていくかというのが、これからまず重要な課題であり、その意識をしっかりと把握することが大事だろうと思えます。

それを把握した上でも、細かな政策的な部分は、僕は年次的に小出しを…小出しっていうのは、少し言葉悪いですけども、政策的に、やっぱりつくり上げていって、それでも十分だと思います。

非常に答弁をいただいて、再質問の内容まで踏み込めなかったんですけども、また、次回、12月の時にでも、ある程度行政側も事務的な内容で、上から財源的なことも含めておりてくる内容かと思えますし、もう少し細かな部分で議論ができるかと思えます。

今回は、このこれからの佐用町の森林行政、本当に新たな展開と言いますか、もしかしたら、考えようによっては、町にとっては、これを全体を町の責任で管理していくということは、非常に重責になってこようかと思えますけども、それのかけりとして、今回、質問をさせていただいた。そして、答弁いただいたということで、この続きなり、続きと言いますか、また、新たな展開なり提案なり、そうした政策的な部分は、また、次回の一般質問でさせていただきたいというふうに思います。

重ねて、町長のほうにお伺いをしたいのですが、町として、この森林整備ですね、これを、これまでにない形で、今回のこの法、そしてまた財源、これらを活用してやっていくという姿勢、このことは先ほど答弁いただいた内容でよろしいんですね。

再度、お伺いしたいという点は、やっぱり長期的に、1年、2年で事が完結するもので

はないということは、当然のことながらわかります。これは40年、50年。ということは、それに必要な町の新たな計画といいますか、そういうふうなものも合わせて、僕は一方では事務的に必要なのではないかなというふうに思うんですけども、そのあたりの作成なり協議というものをされることまで含めて長期的に取り組んでいきたいというふうに、先ほど答えられたのか。それについてだけ、お願いします。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、国が示しております森林管理システム、私は、これには非常に問題があるということで、このまま、なかなかすぐ、そのとおりできることは難しいと思っておりますが、そういう中で、森林管理というのは、最終的には、やっぱりこうした自治体、行政が背負わなければならない。

そういう中で、そのことを、やっぱり町民の方に、しっかりと認識していただく。特に、森林所有者だけではなくて、当然、これは町財産を、例えば、投資をするというような形にも、例えば、買い取ろうとすれば、町が幾らかでも土地を買収していくということになれば、それは、町がそうしたお金を投入していくわけですから、町民の方の理解、合意を得なきゃいけない。それは、皆さんに、やはり今、私がずっとる長く申し上げましたような内容、一つ一つ細かくは言えませんが、やはり、大筋で、皆さんに理解をいただけるような機会をいっぱいつくらなきゃいけないというふうに思っております。

今度、その中で、まず、私も、毎年これ1回定期的にやっていますけれども、森林講演会、林業講演会ですね、こういうことも、今、計画もしておりますので、ぜひそういう時にも皆さんに足を運んでいただきたいなと思っております。

ただ、最終的に、その中で、石堂議員が、今、言われた長期的な町の森林経営計画、ある意味では、これをつくらなければならないのではないかなということなんですけれども、なかなか、この点は難しい状況、簡単にはできることではないと思います。

かえって、それをつくる、今の状況の中で、何を判断材料として考えていくか、状況分析をきちっとできて、将来にわたって、それを予測できるかどうか。こういうこともあります。

私は、現状でも、先ほど申しましたように、かなりいろいろと長年、長年と言いますか、近年、公的管理のような形で、ずっと続けてきた。今は、経営計画をつくりながら計画的に取り組んでおります。

そういうものを、さらに基本、核にして拡大をしていくと。そして、町全体の森林経営管理をしていける母体として、じゃあ新たに林業事業者というものが生まれるのか。あるのか。なければ、なかなかなければ、やっぱり森林組合が、その責務を負わなきゃいけない。森林組合の組織も、もっとしっかりと大きくしていかなきゃいけないということもあるかと思えますし、だから、それは、それでまた、その計画の中では、ある程度は、当然、検討はしてまいります。

明確なものをつくと、計画を、まず先につくれと言われても、それは、なかなかできません。

[石堂君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8 番（石堂 基君） 私のほうが同じことを繰り返すようになるかも知りませんが、今回の法律の実施、そしてまた、それに伴う財源、これが多分、平成 37 年ですか、その時ぐらいには…いや違う、47 年か、満額になって、年間 4,000 万、5,000 万円ぐらいの財源というふうに試算されている部分もあります。

そうしたことも踏まえて、これから本当に佐用町の森林、個人じゃなしに、町ができ得る限り完了することによって地域のために、あるいは今後のためにということでの意識ですね。まず、それを町長自ら、そしてまた、職員の皆さんが、より多く発信することによって、この事業自身の展開というのも変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

その感想だけ申し上げて、質問のほうを終わります。

〔町長「1 点、副長が私が答弁したことで訂正ところがあるので…」と呼ぶ〕

議長（山本幹雄君） どっちが。副長が答えるんやね。はい、副長。

副町長（坪内頼男君） 今日のこの石堂議員の質問に答えられる、ここを立たれる時に、町長が、どう答えようかと、一言つぶやいて壇上に、答弁に立たれました。

町長の中で、いろんな、この森林関係の施業、これからの佐用町の森林行政、非常に大きな課題として取り組まれて、東京に行った時にも、そういった林野庁にも顔を出されて、直接担当者に、こういった譲与税についての、小さな町の意見も言われた。

そういう中で、ちょっと、私が危惧するという話をすると、ややもすると、石堂議員も、その話の中でひとり歩きするんじゃないかなということも危惧されるんですけども、私が危惧しているのは、公有化という部分です。町長の中で、そういう発言もされました。

公有化の方法としては、2 つあると。1 つは、今、現状にたくさんある寄附。それを受けるという方法。

もう 1 点、そういった公有化のために買収というような、いう形での対応も考えられるということをおっしゃいました。

これについては、今、しっかりと議論をして、体制もきっちり整えて、人的な面もそうですけれども、財源的な面も、町長も、その説明の中で言われました。寄附された、されるという物件についても、1 件当たり 100 万円かかるというような、そういった登記上の、そのような問題も抱えています。そういうことも踏まえて、きっちり議論して、公有化に向かう筋道を組み立ててから、いつから、どういう形で進めていくか。そういうところを、きっちり、我々も事務レベルで体制も整えながら進めていくということも、少しあえて言うと、本当にひとり歩きするようなことの結果になるかもしれないですけども、でも、どうしても、そういう点は発言させていただきたいということで、お話しさせていただきました。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8 番（石堂 基君） 当然、私の発言の中でも申し上げましたように、具体的な政策の実施については、当然、庁舎内での政策調整会議の中で、これから十分に検討される内容だと思いますし、お答えしたように、町有林化、あるいは公有林化ということでの言葉出ましたけれども、当然のことながら、議会なりの協議なり承認が必要じゃないと、そういう

ことはできませんので、今後、政策協議が進む中で、また、公表されていくと思います。  
合わせて言えば、そういうふうなことも含めて、ひとり歩きしないがために、行政の皆さん、町長を先頭にして、そういうふうな森林の課題なり、これからの取り組みというのを、情報発信をしていただきたいと、そういうふうなことも含めて、私、先ほど申し上げたので、副町長の懸念も含めて、今後また、12月に具体的な内容もさせていただこうかなと思います。終わります。

議長（山本幹雄君） 石堂 基君の発言は終わりました。  
お諮りします。ここで昼食等のため、休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後1時45分からとします。

午後00時27分 休憩

-----  
午後01時45分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を続行します。  
4番、千種和英君の発言を許可します。

〔4番 千種和英君 登壇〕

4番（千種和英君） 議席番号4番、千種和英です。本日は、通告に基づき2件の質問をさせていただきます。

1件目は、佐用町台風第9号災害検証委員会による提言への対応と継続はをこの場から。そして2件目、佐用町南光ひまわり祭りの今年の結果と今後の取り組みについては、議員席からさせていただきます。

平成30年7月豪雨では、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、死者の数200人を超える甚大な災害、平成最悪の水害となりました。亡くなられた方々には哀悼の意を表しますとともに今もなお復旧作業の最中の被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げます。また、本町においても人的被害はなかったものの町内各地で道路、河川、農地等に多くの被害を引き起こしました。

平成21年台風9号災害において甚大な被害を受けた経験のある本町においては、その後の取り組みとして、翌年平成22年1月に、佐用町台風第9号災害検証委員会が設置され、委員会からは30回を超えるワーキング部会、6回の検証を経て、同年7月16日に90項目に及ぶ佐用町防災力強化への提言がされました。町当局においては、提言の課題に対し短期（年内）・中期（3年）・長期的（5年）に期限を決め、委員会を開催し協議を行い対応をされました。平成26年度をもって、長期的な対応への期限である5年が経過したため、対応をまとめ資料を作成、委員会で協議された内容は、町として継続的に実施をしていきますとあります。この経緯を踏まえ以下の質問をいたします。

ア、提言未実施理由があるのは、提言No.15だけだが、ほかは全て実施できたのでしょうか。

イ、上を踏まえ、実施項目についても、年月が経過してますが、その後も継続実施されているのか。

ウ、災害の質、程度、頻度等が変化をしていますが、その対応、提言への見直し等は必要ではないのか。どう考えますか。

エ、住民への意識啓発、人材発掘、研修、訓練等は継続実施され成果は出ているのでしょうか。

以上、こちらからの質問とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの、まず、1点目のご質問でございます佐用町台風第9号災害検証委員会による提言への対応結果と継続はということについての質問にお答えをさせていただきます。

90項目に及ぶ提言の実現に当たりましては、①つ目に取り組みを行う分野が多岐にわたること。②つ目に、地域と協働で推進すること。③つ目に、町地域防災のあり方を全面的に改訂する必要があること。④つ目に、短期又は長期スパンで取り組むもの。⑤つ目に予算執行が伴うもの。など、さまざまな課題があったために、町全体の事業として提言の実現に取り組み、現在も各課の通常業務の中でも取り組んでおります。

まず、1点目の提言未実施理由があるのは、提言 No.15 だけだが、ほかは全て実施ができたのかということについてでございますが、全 90 項目のうち、No.15 の施設の浸水対策につきましては、庁舎増改築工事に併せて非常用電源設備を屋上へ移設するなど、庁舎に対する浸水対策は施せたものの、上下水道施設等につきましては、水処理方法、管路の勾配などの関係で効果的な対策ができない要因がありまして未実施となっております。そのほかの項目につきましては、おおむね平成 22 年から 24 年にかけて実施をし、現在も継続をいたしております。

2点目に、実施項目につきましても、年月が経過しているが、その後も継続できているかということについてでございますが、先ほども説明をさせていただきましたとおり、おおむね平成 22 年から 24 年にかけて提言に基づいた対応を実施をし、現在も各課の通常業務として継続をいたしております。

例えば、企画防災課の提言実施項目で説明を申し上げますと、提言 1 から 10 の災害対策本部体制の改善については、毎年、職員の異動に伴い、仮の職員配備計画を作成をし、4 月中に各対策部のヒアリングを実施をしております。ヒアリング終了後、正式な職員配備を行い、緊急時の連絡網や各対策部の行動マニュアルの再整備をしているところでございます。

職員訓練では、国の Jアラート伝達訓練にあわせて、庁舎に来られている住民の方にもご協力いただき、避難誘導訓練やシェイクアウト訓練を行っております。また、1月17日を基準日として、災害時の災害対策本部設置・運営訓練を毎年継続して実施をしているところであります。

提言 20、21 の消防団の体制、活動の改善につきましては、毎年消防団員数が減少しておりますけれども、平成 28 年度に導入した消防協力員、現在、222 人ではありますが、この消防協力員の確保により、地域防災力の維持に努めております。また、毎年計画的に消防車両も更新をしております。平成 29 年度には南光保育園隣接の操法練習場に給水設備を設置するなど、提言項目以外の施設整備についても計画的に実施をしているところでござ

ざいます。

そのほかにも、昨年度はハザードマップの中に気づきマップのつくり方や防災情報を組み込んだ冊子型のものに更新をしております。

避難勧告等のタイミングや、放送内容などは、その時の気象状況により地区ごとに発令をしたり、土砂災害、洪水などの危険状況に合わせて水平避難や垂直避難を促すなど、町民への情報発信についても提言に基づいて実施をしているところでございます。

3点目に、災害の質、程度、頻度等が変化しているが、その対応はどうかというところでございますが、昨今の災害が発生しうる気象の特徴といたしましては、短時間での降水量の多さが挙げられます。

平成21年の台風9号災害において時間最大雨量89ミリの豪雨により、佐用川の水位が20時50分の4メートル22センチから、21時、10分間で4メートル58センチと、わずかその10分間で36センチも上昇をいたしました。このことから、神戸地方気象台や光都土木事務所などの情報をもとに、降雨や土砂災害の危険度を常に監視をし、避難勧告等を発令するようにいたしております。

先般の7月豪雨や台風20号では、佐用町において甚大な被害はありませんでしたが、時間雨量が100ミリを超えるような記録的短時間大雨情報が近隣市町で多く発令されており、佐用町でも当然考えられることでありますので、早めの避難を促すなど適切に対応をしてみたいと考えております。

しかし、町内全域の状況を迅速に、的確に把握することは難しいわけでありますので、各地域において早めの避難を心がけるなど、自助・共助を推進することが減災の基本になると考えております。

また、災害時避難行動要支援者個別計画の説明会等も行いまして、各自治会長や自治会役員、民生委員児童委員、民生協力員の方々に、避難支援プランの作成をお願いをしているところでございます。

また、提言にはありませんが、水防法及び土砂災害防止法の一部改正により、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の介護保険施設や障害者施設、医療機関、保育園などの福祉施設等は、避難確保計画の作成、及び避難訓練が義務化されましたので、平成29年度に説明会を開催をして、30年度には各施設ごとの計画作成ができるよう支援をしているところでございます。

最後に、住民への意識啓発、人材発掘、研修、訓練等は継続実施をされ、成果は出ているのかということについてでございますが、わがこと意識を推進するため、わが家の防災マニュアルやハザードマップの全戸配布や、町広報、さようチャンネル等による意識啓発に努めているところでございます。

また、町主催で各集落の自主防災組織を対象とした防災リーダー研修会、高年大学での防災授業等も行っております。要望により防災マップづくりに集落へ出向き、災害に対する意識啓発を行っております。

訓練につきましては、自主防災組織に訓練補助金を交付する制度を設けており、各集落が継続的に実施するための財源として利用をいただいております。ほかにも、消防団では水防講習会や救命講習会など火災だけではなく、全ての災害に重点を置いた訓練を実施をしております。

これらの取り組みにより、自主防災組織の組織数が、平成23年には113組織でありましたが、平成29年では119組織となり、自主防災組織の組織率は、平成23年の82.3パーセントから平成29年には90.8パーセントとなっております。また、訓練補助金の交付件数が、平成24年には28件でありましたが、平成29年には43件と、自主防災組織の継続的な活動が進んできているというふうに考えております。

特に町として力を入れておりますのは、平成 27 年度から兵庫県立大学と提携をして、小学生を対象に防災学習を取り入れていただいております。これは、県立大の木村准教授のほか、防災心理・防災教育について学ぶゼミの学生にご協力いただいて開催をしております。町内 6 小学校のうち、既に 4 小学校で授業が実施をされました。残り 2 校も今年度と来年度に実施される予定でございます。授業を受けた子供たちが家庭に帰り、家族と防災の話をする事で、住民への意識啓発につながり、また、将来的には町の防災を担う人材育成にもつながっていくものと考えております。

今後、時間の経過とともに防災意識が薄れることがないように、また、佐用町では未経験である大地震などにも対応できるよう、人材育成や住民の意識啓発に努めてまいり所存でございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[千種君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4 番（千種和英君） 何点か再質問をさせていただきます。

今回の質問は、台風 9 号災害の検証委員会の提言への対応ということなのですが、先ほどの答弁の中では、地域の防災力ですね、自主防災力は向上したというような答弁がありまして、それも僕自身も認識をしておるんですが、それと同時に、今回のこの 7 月の災害、佐用町においては、そんなに大きな被害はなかったのですが、近隣では、やはり大きな被害が出ているということで、被災地の支援というのも表裏一体なのじゃないのかなというふうに考えて質問をさせていただいております。

提言書 90 項目ございますが、特に、後半部分、提言 83 以降、そのへんについての対応について、再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの答弁の中にも、やはりさまざまな課題、財源が必要なもの、町当局だけじゃなしに、住民の皆様が協力が必要なもの等々がございましたが、僕自身を感じておりますのが、先ほど言いました 90 項目のうちの前半部分、行政側の対応につきましても、7 月 6 日の夜中、7 日にかけて、この役場内に設置された対策本部というところも、僕も何かいかにぞかせていただきました。

その中での情報収集や避難所の開設、また、被災時の対応、対応と言いましても、まだ、準備段階だったんですけれども、それは被災経験と、この提言に基づいた適正な対策、対応ができていたように感じております。

また、各自治会でも避難所の開設等々を、非常に適切な地域の皆様方の防災力で大事に至らなかったのかなというふうに感じております。

ただ、被災地の支援、近隣で起こっている被災地の支援というほうの面から、ちょっと、質問をさせていただきますと、後半部分、83 項目以降、言いかえれば、平常時の取り組み等々で、今回、平成 30 年 7 月の豪雨で大きな被害のあった倉敷市の真備町へ僕自身 3 度ですけれども、ボランティア活動に参加をさせていただきました。そのうち 2 回は、本町の社会福祉協議会主催のボランティアバスで、そして 1 回は、兵庫県のボランティアプラザの主催のボランティアバスで参加をいたしました。

ボランティアプラザのバスでは、東北の発災直後から定期的に訪問させていただいておりますし、近年は九州へ、また、現在も北海道の被災地へお邪魔する日程を調整中ですが、そこで感じた大きな違いというのは、被災地で活躍する住民のリーダーさんの存在でした。

ボランティアプラザで参加した活動においては、バスで参加するんですけれども、小さ

なグループにわかれると参加者の経験者の方々がリーダー的な存在になって、現地で全て対応をされておりました。

私が、2回参加させていただいた佐用町の社会福祉協議会、作業としては、きっちり向こうの方のお役に立ったとは思っているんですが、なかなか、社会福祉協議会の方の主導的な活動であり、住民の方々、参加された方々のリーダー的な活動というふうな、(聴取不能)が見られませんでした。

先ほど言いました、83項目以降、特に、89に書いてありますリーダーの育成、登録というのが、もう少し整えばいいのかなと感じました。

もう一度言います。項目89にあります提言の具体的な内容は、ボランティア活動の環境整備でございます。その概要については、災害ボランティアの継続募集というふうに書いてございます。

少し前の84の項目には、平成22年の9月にボランティア制度を創設し、当時、個人は48名、団体は6団体66名の登録があったとございますが、それ以降、こういったボランティアの登録制度、育成制度というのは行われているのでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長(山本幹雄君) はい、企画防災課長。

企画防災課長(服部憲靖君) ボランティアに関することにつきましては、社会福祉協議会のほうで具体的な取り組みのほうをさせていただいております。

それで、現在、ボランティアの数としては、個人で41名、団体で6団体の登録があるというふうには聞いております。

ただ、先ほど言われました、中心的なリーダーとなられる方の育成という部分につきましては、その登録されているの方々に関する研修が、ずっと継続的に行われているというわけではございません。被災地へのボランティアの参加をしていただいて、その中で、ボランティアセンターの運営等を学んでいただく、体験していただくことによって、そういった活動の研修、それから、それぞれの、もし、佐用で、そういった形でボランティアを受け入れた場合の、そういった場合のリーダーになられる方に関しましても、募集して、現地へ行っていただいた方々、そういった方々の名簿も残しておりますので、そういった方々を通じて、そういう研修も今後検討されるのではないかなというふうには思っております。

[千種君 挙手]

議長(山本幹雄君) はい、千種君。

4番(千種和英君) 先ほど言いましたように、今回は、被災地へ行きましょうということじゃなしに、やはり自主防災力の向上という部分では、地域の住民の方々のリーダーが大きな力を発揮していただけるんじゃないかなという意味から、こういったことを質問させていただきます。

よく知られた言葉ですけれども、自助、共助、公助の部分ですけれども、この提言を受けて、佐用町においては、やはり公助部分での取り組み、準備というのは十分できていると思うんですが、住民の方々、それぞれには意識は高いんですが、欠けているのはリーダーの方じゃないのかなというふうな、僕は感じて質問をさせていただいております。

そういった中で、いろんなところへ活動に参加させていただいた時に、やはり防災士と

いう資格を持たれた方の活躍というのを、僕、よく目にしております。この町内に町職員であったり、住民の方々の中に、この防災士の資格をお持ちの方がいらっしゃるのかどうかというのは、町のほうでは把握はされているのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 防災士の資格を持っておられる方が何人いらっしゃるというのは、現在のところ把握できておりません。

ただ、先般もそういった防災士の資格を持っておられる方が企画防災課のほうに来られまして、町内で持っておられる方の集まりを1回したいんやというようなことを、相談を受けております。

その中で、企画防災課としてできる支援というのはしていきたいということで、取り組んでおります。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4番（千種和英君） すばらしい話だと思います。

ぜひとも、そういった方々、先ほど言いましたように、住民の方々の防災意識というのは高くなっている。それに加えて、やっぱり、そういったリーダー的な方がいらっしゃるというのは、大きな力になろうかと思えます。ぜひお願いしたいと思えます。

また、それと、そういった防災士という資格を取られる民間の方というのが、今現在増えております。僕、知り合いの主婦の方でも持たれたりしておりますけれども、その資格を取得するために町のほうで推奨されたりすることもされてはどうかかなと思えます。

兵庫県下で、その取得に対しての補助制度というのが10市町あると聞いております。芦屋市、尼崎市、淡路市、伊丹市、川西市、篠山市、丹波市、南あわじ市、猪名川町、多可町なんですけれども、やっぱり大きな被災を受けた経験を持つ町として、そういった人材を育成していき、そういったネットワークを広げていくというのもいいのじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 補助金とまではいっておりませんが、そういった講習会が毎年開催されておりますので、そういった講習会の案内来ましたら、窓口に置いたりとか、なるべく目立つところに置いて、そういった資格がありますよというご案内はさせていただきます。

ただ、資格自体が、民間資格になりますので、公的資格ではございませんので、その資格を取っていただいて、必ずしも、どう言いますか、次につながるステップの部分の部分を公的機関できちっと対応できるという部分が明確でないという部分がございますので、議員おっしゃるような形での取り組みまでは、現在のところできていないというところがございます。

ます。

[千種君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4 番（千種和英君） 一番大切なのは、地元での自主防災力の向上ということなんですけれども、以前の災害、支援をする側の内容、一般質問の中でさせていただいたこともあるんですが、その中で、町長答弁の中でも被災地支援、今、これだけ全国で頻繁に遠いところで起こっているのを、佐用町が、そんなに数多くは支援できないんだと。それは、やっぱり近隣で行っているべきであるというような答弁もいただきましたが、今一度、今回も、近隣でこういった被災地ができております。

その支援をしましょうというのを、第一目的ではないんですけれども、やはりこの佐用町にも、次、どんな災害が起こるかわかりません。今回の提言を受けた上で、近隣の市町の被災地支援を行うことによって、佐用町の防災力をさらに向上させること。また、平成 21 年の水害の時におきましては、全国から大きな支援を受けた町としまして、地域財産と言えど語弊があるかもしれませんが、被災を受けたことは、非常に悲しい事実であります。それを乗り越えたという経験は、やはり佐用町として広く発信をしていき、いろんなところのお役に立つのが、あの時の恩返しではないかと思うんですけれども、そういった防災の支援については、今後、もう一度、どんな形でおつき合いをされるかというのをお聞かせいただきたいんですけれども。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 佐用町が受けました、平成 21 年から、はやもう 9 年以上が経って来て、その間にも、全国で次々と、こうした災害が毎年、また、それも複数あちこちで被災、発生をしておりますので、なかなか、支援ということについては、これは公的に、そうした支援制度も、国の支援制度という形で整備がされ、また、兵庫県独自にああした支援もされるような取り組みもされておりますし、また、自助という中で、保険とか、そういうものも兵庫県ではフェニックス共済とか、そういうものが整備をされて、そういう、やはり災害に対しては、国全体として、地域全体として、それぞれ、また、お互いに、個人個人が、また、協力を支援、助け合うと、こういう、この社会づくりが必要ではないかという思いがいたします。

そういう意味で、ボランティアという形で、そうした災害、被災地に支援をするという、その行動ですね。それは、ただ、作業だけではなくて、そのことによって、また、いろいろなことを学ぶということにもつながるのではないかと思いますから、町としてもできる範囲内では、当然、継続的に、そうした災害のために、社会福祉協議会を中心にした、ボランティア派遣ということで対応し、それに対して町も支援、財政的な援助もしたり、負担をしたり、それから、特にそうした、災害を中心的に取り組みなきやいけない職員ですね、町職員。だから、町職員として、やはり自主的に、そうした経験も踏まえるために、被災地を見て、また、経験をしてくるために、また、今回の（聴取不能）でも職員がボランティアとして行ってきております。

ですから、どうしても効率的な、効果的な少ない回数の中でも、支援をしていこうとす

れば、先ほど言われた経験者の方が一緒に行って、やっぱりコーディネートしないと、なかなか難しい。時間的にも、そんなたくさんの時間とれませんし、距離的にも非常に遠いところに行くわけですから、だから、そういう意味では、そう簡単に、じゃあ研修だけすれば、そうした人は要請できるかというわけではなくって、やはり、まずは、ボランティアに対する意識、これが高く常に持っているかどうかということが、一番上にあります。その上に立って、何回もそういうところへ行って経験をしてくると。状況を見て、自分なりに実際に実践をしてくると、そういう積み重ねによって、そうした、いわゆるリーダーとなるだけの、いろんな能力というものが生まれてくる。つくられてくるんだろうと思います。

そういう意味で、継続的に、そうした行動を行うためにも、1つは、その意識を持つために、先ほども言われた防災士、それはやはり、一人一人の、その能力というものを継続的に維持していくという防災士という資格が1つの励みになると。また、意識をしっかりといつまでも持ち続ける1つの材料になる。力になるのではないかなという気がします。

そういう意味で、そうした取得をしていただくということも、これも必要ではないかなというふうには思うところであります。

以上です。

[千種君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4番（千種和英君） 答弁の中で、経験を積んだ者がリーダーになるということで、実は、今回の岡山県の被災地なんですけれども、この佐用町からも、その前の東北各地もそうなんですけれども、佐用町の方においても、一般の方で自分で被災地に入られて活動されている方がたくさんいらっしゃいます。

また、町の社協のバスで行った佐用高校の高校生においては、あのバスでの参加は2回だったんですけれども、それ以外に朝の5時台の智頭線に乗って、自分たちで列車に乗って現地へ入って何度も活動したという話を聞いたりしております。

先ほどの話のとおり、一般住民が参加ができること、先ほどありました登録制度、僕自身も、こうやって活動させてもらっているんですけれども、実は僕、佐用町の登録制度を知りませんでしたので、登録をしていないんですけれども、その制度の告知であったり、先ほどありました防災士のネットワーク等をつくっていただいて、地域の防災力のさらなる向上に取り組んでいただくことが住民の方々の安心につながろうかと思っておりますので、ぜひそういった活動を今後も続けていただきたいことをお願いして、この件の質問は終わらせていただきます。

続きまして、佐用町南光ひまわり祭りの今年の結果と今後の取り組みは。

先日の、議員全員協議会において報告を受けましたが、関係者、また、住民の皆様への報告の意味で再度伺います。

今年は、期間中に2度の台風の通過に伴い、中止を余儀なくされた日があったり、地区によっては台風被害により開園ができませんでした。また、酷暑の影響から外出を控える傾向にあったため、来場者数は例年に比べて少なかったとの報告を受けております。

栽培に携わっていただいた地域の方々の努力に反する結果となったことは、改めて自然を相手にした作業の難しさを痛感するとともに、栽培に携わっていただいている地域の皆さんのこれまでのご苦勞に改めて敬意と感謝の意を表したいと思っております。

ただ、全体の来場者数が減少したことに加えて、幾つかの課題も残ったと思っております。

ここで以下の質問をいたします。

ア、本年度の入込み客数及び、事業直接的収入及び経費について。

イ、物産テント村の販売状況について。

ウ、ひまわり栽培の補助制度の内容と、本町の対象栽培面積・補助総額について。

エ、栽培地区・農家の栽培意欲の変化について。

オ、来年以降の、ひまわり栽培・ひまわり祭りの取組みについて。

以上、お願いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの2点目の佐用町南光ひまわり祭りの今年の結果と今後の取り組みというご質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

ひまわり畑は、台風の影響による休園や西日本豪雨による生育不良により一部の地区で開園を見送るなど、残念な状況もございましたが、今年も例年どおり、何とか開園することができました。

播種期、幼苗期の降雨や台風の影響、連日の猛暑など、例年以上の悪天候に見舞われましたが、栽培していただいております関係者の皆様の大変なご努力によりまして、ひまわり祭りが、こうして開催できましたことを感謝申し上げたいと思っております。

それでは、初めに、平成30年度、今年のひまわり祭りの実績について、ある程度の集約ができましたので、報告をいたします。

今年は、宝蔵寺ほか5地区において、21.3ヘクタールのひまわりを栽培をしていただきました。

ひまわり畑の開園期間は、7月6日から8月8日までの34日間で、漆野の本村地区については、播種期・生育期の天候不順によりまして生育が遅れたことや台風による冠水被害も一部にありまして、開園が見送られました。

その結果、昨年度と比べますと開園期間が9日間短くなり、総来場者数は6万9,000人で、昨年約10万6,000人と比べ約3万7,000人の減でございました。

また、ひまわり祭りを、7月21日から8月5日までの16日間、南光スポーツ公園周辺で開催をして、このひまわり祭り会場には、約5万人が来場をしていただきました。昨年は約8万人でありましたので、ここも約3万人の減ということになっております。

会場では、地域で活動されている団体・グループの皆さん17団体が物産テント村を開設して、ひまわり祭りを盛り上げていただいたところでございます。昨年は14団体で出店いただいておりますから、3団体、今年は増えました。

最終日の花火大会には、例年並みの約3,000の方が来場されて、屋台と花火を楽しんでいただいたところでございます。

事業の直接的収入及び経費についてでございますが、直接的な収入は、駐車料金でございます。

駐車料金は、総駐車台数1万1,091台、581万7,000円で昨年より約4割の減となっております。

今年は、西日本に広く被害をもたらした豪雨に加えて、例年になく異常な猛暑が続いた上、台風12号により7月29日、これ日曜日が一番大きなイベントを行う予定をしておいた日ではありますが、このイベントと開園をして、開園が中止になったということの結果、来場者・駐車料金ともに、昨年度より申し上げましたように4割の減収というふうな結果

になっております。

経費につきましては、一般会計のひまわり祭り運営費に予算額で1,132万円を計上しておりますが、決算見込み額としては、1,077万円ということになるかと思っております。

主なものとしましては、警備委託料が815万円、チラシ・ポスター等の印刷製本費、これが78万円。祭り会場の清掃・ごみ処理委託料、そういうもので、いろんな経費で委託料が60万円、あと諸々の若干の経費がありますけれども、そうしたものを合わせて1,077万円という決算になるかと思っております。

次に、物産テント村の販売状況ということについて、お答えをさせていただきます。

物産テント村につきましては、出店者ごとの売り上げ報告は受けておりません。また、農産物の出荷状況等により売り上げが大きく変わるため、例年の売上との比較は、なかなかできかねますが、今年は来場者の減少にあわせて、そうした異常な猛暑の影響で、来場者の方の滞在時間が非常に短くなったのではないかと思われまますので、その影響を受けて、売り上げも大きく減少したものと考えております。

ただ、昨年まで課題とされてきた軽食の販売も改善の取り組みを行って、出店者の配置も営業時間の長い店をメイン通路に配置するなど、閉店時間までにぎわいを保てるような取り組みも工夫して行っております。

酷暑の中での販売や、農産物の出荷数の減少、出店者の高齢化等の問題もごございます。

現在、出店者の方々にアンケート調査を実施中ですので、ひまわり祭りの反省会や出店者会議において、さらに検討、また、いろんな話し合いをしていただいて、今後の取り組みに生かすことといたしております。

続きまして、ひまわり栽培の補助制度の内容と、本町の対象栽培面積・補助総額について、お答えをさせていただきますと思います。

ひまわりの栽培に当たっての補助金は、平成30年度の産地交付金10アール当たり4万5,500円、これが主なものとなっております。

ひまわりの作付面積と補助金総額は、平成27年度が25.9ヘクタールで1,142万円余り、平成28年度が栽培面積23.5ヘクタールで1,066万円余り、平成29年度、昨年が24.2ヘクタールで1,070万円余りでございました。

平成30年度につきましては、確定作業を、今、行っておりますが、細目書の集計では、若干面積が減って21.3ヘクタールとなっておりますので、1,000万円弱の補助金が見込まれます。

また、地域に対しましては、それぞれ5自治会へ都市住民との交流経費という名目で各5万円を、また、世界のひまわり畑の土地借上げ料として、林崎と東徳久自治会へ各6万円の補助を行っております。

次に、栽培地区・農家の栽培意欲の変化についてでございますが、栽培地区につきましては、現在6地区で栽培をいただいているところでございます。佐用町の合併当時は、7地区でございましたが、ひまわりの栽培管理作業が、6月中旬から7月下旬までという炎天下での作業を余儀なくされる重労働でありますから、平成24年度から1地区が減って6地区になりましたが、この6地区の皆さん方が、毎年、そうした地域を挙げて協力いただいで継続していただいております。

しかし、平成24、25年ごろに、管理作業が非常に大変であることから栽培をやめたいというような意見が聞こえるようになりまして、そういう中で、それまで100円であった入場料といいますか協力金、この料金を、これを平成26年度より現行の200円に引き上げて、実施をいただいている状況であります。

しかし、農家の栽培意欲はと申しますと、ひまわり祭りの反省会等では、大変作業が重労働であり、また、その作業をする方が非常に高齢になって、なかなか続けることができ

ない。また、天候不順が毎年のようにありますので、その意欲の減退ということをお聞きしていることが多くあります。

農業機械の導入支援などを積極的に、町としても進めておりますけれども、個人経営の農家へのなかなか直接的な補助は困難であるという実態もございます。

また、栽培地区全体での意欲の向上や、低下も、先ほど申し上げましたような状況の中で感じ取れるところであります。

例えば、一昨年度まで入園料を来園者の自主性だけで徴収をしていた地区では、昨年度から地域の人たちできちんと管理したところ、予想以上の収入があり、入園料に見合ったひまわりを栽培しようといった意気込みを感じ取れる地区もございますが、全体的には、高齢化による離農の進行によって、ひまわり栽培に関わる人手不足が大きな問題となってきました。

ひまわり栽培を援助していただけるボランティアの導入など、人手不足に対する方策等の検討も必要であるという認識もいたしております。

最後に、来年度以降の、ひまわり栽培、ひまわり祭りの取り組みについて、お答えさせていただきます。

佐用町にとって、ひまわりはその知名度や集客力が非常に大きくて、佐用町の観光や農業生産において大きな役割を担っていることを考えますと、来年度以降の栽培に関しましても当然継続をしていただきたいというふうに考えております。

しかしながら、近年の天候の悪化は、ひまわり栽培に非常に大きな影響を与えており、播種期に雨が多くて、予定日に播種ができずに、他地区と開花期が重なってしまうことや、播種期から生育期の降雨によっては、排水不良などの問題なども起きております。排水不良への対策としては排水路の設置などを行っていただいておりますが、それがさらに労働を増やすということにもなり栽培意欲の減退が懸念をされるところでございます。

来年度の取り組みにつきましては、9月20日に予定しております、ひまわり祭り実行委員会や出店者反省会と、また、そうした方へのアンケート調査の結果を反映をさせていきたいというふうに思っております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4番（千種和英君） 今年の集客、お客様、来場者数が少なかった。天候の加減が一番大きかったと思うんですが、今年、僕自身の感想なんですけれども、いろんなテレビ、新聞等での広報が少なかったんじゃないかなと思うんですけれども、そのへんの実績というのは、どんな感じだったんでしょうか。取材件数ですね。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 広報につきましては、例年と同じように、ホームページでありますとか、パンフレット、チラシ等を各道の駅、そういった近隣の、そういう人が集まる場所に置いていただいたり、100社余りの旅行社にお送りするなど、そういったPRを行っております。

また、新聞とかテレビにつきましても記者発表という形で、各新聞社、それからテレビ局、ラジオ局のほうに周知をさせていただいております。

それで、取材につきましては、ラジオ、FMのラジオの取材を受けたり、ほか神戸新聞のほうにも7月26日でしたか載せていただいたりというふうに、何件かの取材のほうは受けております。

ひまわりというのが、梅雨明けで夏を象徴する花ということで、佐用町の場合、7月の初めからひまわり畑のほうを開園をしておるんですけども、梅雨が明けたところで新聞とか、そういった取材が入ってくるというような状況になってございまして、開園した当時には、なかなか、そういう報道機関のほうで、ちょっと取り上げないといった状況はございますが、その梅雨明けした後は、ラジオとか、そういう新聞等で取り上げていただいているという状況でございます。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そうした、担当課のほうでは、報道機関等への情報発信も行って、できる限り、いろいろと取材もしていただいて、取り上げていただこうと努力しておりますけれども、実際、ご存じのように、今年の猛暑、これ災害と言われるような猛暑で、報道の内容も、あまり外へ出るなど。消極的なのというのか、あまり、そういうところ勧めるような報道じゃないんですね。そういうことも、かなり影響をして、旅行者なんかも、そういう中で、熱中症対策ということに、非常に気を使って、外での時間とか、そういうことを少なくされたというところあります。

だから、そのために、これはひまわりのとこだけじゃない、夏の観光地、どこも同じような結果です。今年は、夏の海水浴、須磨海岸なんか、非常ににぎわうんですけども、須磨海岸でも、今年は4割減というふうに、今、集計がされておりますし、ほかの観光地でも、そういう状況でありますので、そういう特殊な、非常にそういう年だったというふうに思っております。

[千種君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、千種君。

4番（千種和英君） 今年の気象については、認識しておるつもりでございます。

ただ、先ほど、町長の答弁でもありましたように、やっぱりひまわりというのは、佐用町にとっては大きな役割果たしていただいている。

ただ、その答弁の中にもありましたように、栽培されている方の、やはり高齢化とか、いろんな要因があって、意欲が下がっているということなんですけれども、それと加えて、僕、最近感じるのが、この佐用地区、旧南光のこのひまわり畑というのは、歴史もありまして知名度がございまして。また、本数、面積でも、この近隣では群を抜いておるんですが、最近、ずっと見ていますと、ひまわり畑だけで、こういったホームページがつくられている。近隣どころか、いろんな各地で、全国各地でひまわり畑で集客をしているというのは、メインが京阪神から来ていただけると想定した時に、やはりこの佐用町、この南光のひまわりが選ばれているのかなというのが、非常に危惧しているところでございます。

先ほど言いました歴史であったり、知名度、栽培本数、面積というのは、やはり群を抜

いておるんですけれども、お客様が行き先を決定する条件としては、やっぱりアクセスであったり、時期の問題、同時開催しているイベント、また、近隣で飲食ができるのか。お土産が買えるのか。さまざまな要因を総合的に判断して、お客様というのが行き先を決められると思います。

先ほどの質問の一番最後に来年度以降ということでお願いをしたんですけれども、何とか僕としても佐用町の、先ほど言いました大きな役割、自慢のひまわりとして、集客をするようなことをしていただきたい。

先ほど言いましたように、栽培意欲が下がるのがなんでなんだろう。それが、ひょっとして事業化できるのであれば、収入があるんだったら、もうちょっとやる気になる。

先ほど言われたように、取り組みを変えたら、たくさんのお客さんが集まった地域があった。そこは、やっぱり一生懸命になったというふうに、今、ここでは非常に難しいんですけれども、栽培をすることが先なのか、集客してくれたら一生懸命栽培するのにとという形で、どちらが先なのかわかりませんが、佐用町を代表する観光として、来年度以降も続けていただきたい。

そんな中で、やはりこういった歴史、知名度はあるんですが、今からちょっと、根本的な見直しをする時期に来ているのじゃないかなというふうにも思います。

これはあくまでも例ですので、これをどうこうしてくださいというわけじゃないんですけれども、生産者の方にお聞きました。今回の、今、佐用町で栽培しているひまわりは、やはりひまわりオイルを搾るためということで、この花を使っているけれども、これを観賞用の品種にすれば、もうちょっと花のモチがいいんだ。これも、事実なのかどうかわかりませんが、そんな話を聞きました。

また、地域と時期をずらすというのが佐用町の特徴ではあるんですが、それをすぐに変えてくださいとは言いませんけれども、ひょっとすれば、同じ時期にやって見て回れるようにしたほうがいいのじゃないかとか、いろんなことを、いろんな多面的に検討して、メリット、デメリット等を考慮して、見直しをする時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。

ひまわりの栽培を観光産業、お客さんに来ていただいて観光産業として捉えるのか。また、今、ひまわり油、当然、販売促進をしていかないといけないんですが、現実を見ますと、何年分も油にしていらない種子がたくさん残っている。じゃあ、そこに本当に、今から注力をし続けるのかということも、しましよ、やめまじよということも、ここで言うつもりはありませんが、何とか、このひまわりを佐用町を代表する産業にするための、ちょっと根本的な見直しというのを考えてもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど、お話のように、ひまわり栽培されているところというのは、本当に全国たくさんあります。

非常に花というのが集客観光の材料としては、あらゆる人に受け入れられて効果が高い。ひまわりだけじゃないんですけれども、やはり田んぼ、田畑、こういうものを、今の農業の中で、いわゆる生産調整をしたりする全ての田を自由化されて、今年から、作付を、稲を作付してもいいということになったとしても、やっぱり需給からみて、やはり同じように半分からは減反しなきゃいけない。

その中で、何かやっぱり管理をしていくためにも、農地の管理をしていくためにも、作物を植えなきゃ。そのために、こうした景観作物、ひまわりというものも選ばれて、これは、そういうことが、南光ひまわり畑というのは、面積もかなりの面積と長い歴史、認知度も非常に高くなった。これがずっと続いて、確かに、もうこのへんがマンネリ化しているところもあると思うんですね。

やはり私は、花を見に来る人というのは、来て、やはりきれいだと感動できる状況とやるのが必要だと思うんですね。それによって、また、口伝えで、また、インターネット、SNSなんかで、ずっとPRがされて、人がまた集まってくると。

やはり、これから私、大事なものは、先ほど、品種的に観賞用だけのひまわりがあるんだというような話ですし、種子を取らなければ、そういうものがあるのかもしれないし、どちらにしても、今のひまわりでも、もっとやはりきれいな花、見て、感動できる栽培を、これからしていく努力が必要だと思うんですね。続ける限り。

それについては、どうしても管理上、先ほど言った、きちっとした排水管理、育てるのに当たって、やっぱり手を入れなきゃいけない。そこに、労働力がない。経費がかかるというようなことがあります。

このへん、今後また、ひまわり反省会とか、そういうことを行う中で、地域の皆さんとも、やはりこれを、地域としても取り組んでいただく、続けていただく、その上で、どれだけの、どういう経費がかかり、実際に、今、そうした減反作物として公金を交付しているわけですけれども、それだけでは、ほかの作物のほうが良いというふうに言われるのか、やはり地域としても、やっぱり、ひまわりを植えていただくための条件、そういうことについて、やっぱり町としても、いろいろと話し合いをしなければいけないなというふうに思っております。

時期においても、100万本、100何十万本と言っても、1カ所で咲いているわけじゃない。本当に、もっともっと広いところで、見渡す限り黄色が見えるというのは、こういうことは、なかなか、そういう土地もないので、これはもう、そういうこと言ってみても仕方ない。

ただ、今、行っているのは、どうしたって土地の半分ずつ、そういう形にしていますから、狭い中で、さらに毎年土地をローテーションして植えておりますので、なかなか、そうした一面がひまわりになっているというような状況は、これは、なかなかつくれないんですけれども、ただ、植えているところにおいて、栽培している花が、そのものがやっぱり本当に大きくきれいに咲いているというような栽培についても研究もし、これから、どうしたらいいのかということを考えていく必要がある。これが一番、やっぱりお客さんに、これからずっと、何回もリピーターとして来ていただく一番大事なことじゃないかなと思います。

お客さんは、やっぱり花を見に来ている。確かに、そのほかに、農産物を買ったり、また、周辺で食事するところがあったり、それは、それも大事なんですけれども、やはりメインとしての花というものを、しっかりと、もう一度見直していかなければいけないというふうに、私は思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 千種君。

4番（千種和英君） 最初の答弁でありましたように、やはり生産意欲が下がっているというのが、僕も一番の問題なのかなと思います。

佐用町の自慢なんですと、我々が言いまして、やはり一番大変な思いをされているのは、栽培をされている方々、町長の答弁の中にありましたように、本当に暑い中、栽培をされております。そういった方々に本当に喜んでいただけるような、ひまわり栽培、ひまわり祭り、ひまわりというのを産業にできるような町の取り組み、それにおいては、そのイベントの際に、僕は以前から、やっぱり言うてますように、若い、今、おもしろい世代が、おもしろいことをたくさんやっています。

先ほど、町長の口からもインスタ映えみたいな声も出ましたけれども、今、観光地行ったら、そんなにお金がかかることじゃないんですけども、インスタグラムの枠をつかった記念写真をするところとかつくと、そこで、やっぱり写真を撮られるというふうな、今からの次の世代を担う若手の知恵も一緒に、アイデアも一緒に盛り込みながら、何とか、このひまわりの事業が地元の生産者のために、そして佐用の知名度アップ、産業として成り立つように取り組みをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 千種和英君の発言は終わりました。  
続いて、13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党の平岡です。

私は、災害から命と暮らしを守る対策についてを質問いたします。

今年7月の西日本を中心とした記録的な豪雨は、死者行方不明者が200人を超える甚大な災害となっています。さらに9月4日から5日には、台風21号が近畿地方を直撃しました。続いて、6日には北海道で震度7の地震が発生し、大きな被害も出ました。頻繁に発生する自然災害に対して、改めて、その災害に対する備えの必要性を、これまで以上に、私は強く思いをいたしました。

そこで、町に対して質問を行いますが、町は、平成21年8月9日の台風9号災害に対する町の対応を中心に検証し、その結果を地域防災計画に反映、平成23年度に佐用町地域防災計画を作成しています。

計画とその後の台風などの災害への対応について、見解を伺います。

1点目は、避難所開設についてです。

2016年の岩手県の台風水害で、高齢者の避難ができず多数の犠牲者が出たのを受けて、避難情報名が変更したと聞いておりますが、情報が細かくなって、かえって避難する人が減ったと言われておりますが、佐用町の実態はどうかをお伺いいたします。

②つ目に、避難者への対応で飲料水などの支援はどの段階で行っていますか。

③つ目に、一時避難所など、地域の避難所の実態を、佐用町は、どのように把握しておられますか。

④点目に、佐用町地域防災計画書の指定避難所やその他公共施設は、学校、保育園の統廃合などで実態が変わってきています。そういうところで見直しは行われておりませんが、今後、どうされるのかを伺います。

⑤点目に、日頃からの地域コミュニティは避難において重要ですが、防災のための住民の皆さんの力を上げる取り組みの実態はどうなっているかをお伺いいたします。

次のページに、2つ目として、7月の西日本災害では、洪水ハザードマップと実際の浸水地域がほぼ重なっておりました。減災のために対策をとり、そして備えることは重要だと思います。

そこで、町内の浸水想定箇所は、河川の掘削としておますが、浚渫など従来から住民の要望があるものです。その対応など、進捗状況を伺います。

3点目として、誰もが被災者になりうる中で、国の生活再建支援法の支援金、これは現在300万円ですが、引き上げと対象者拡大は切実な要望です。この点について、町長の見解をお伺いします。よろしくお願いたします。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、本議会も一般質問、最後の質問であります平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

災害から命と暮らしを守る対策についてというご質問であります。

まず、①点目の2016年の岩手県の台風水害を期に、避難情報名が変更となったが、情報が細かくなってかえって避難する人が減ったと言われている。佐用町の実態はどうかということでございますが、避難準備・高齢者等避難開始は、高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことを重く受けとめ、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、以前からあった避難準備情報から避難準備・高齢者等避難開始に名称変更になったもので、決して、情報が細かくなったというものではございません。

また、佐用町の指定避難所への避難状況につきましては、平成23年の9月2日から4日にかけての、台風第12号時の避難所への避難者数、最大が57世帯111人でした。

後また、平成27年、平成30年、それぞれ申し上げますけれども、そうした豪雨が記録されていく中で、平成27年7月16日から17日にかけての、台風第11号の指定避難所への避難者数、最大が8世帯15人。

また、平成30年7月5日から、今年ですね、7日にかけて、先般の7月初めの大雨、豪雨事の指定避難所への避難者数、これは最大で59世帯129人が避難されております。

また、8月23日から24日にかけての、台風第20号時の指定避難所への避難者数は、最大が25世帯38人でした。

避難には、自宅や安全な場所への待避、また、自宅の2階等への垂直避難、一時的に安全な場所への水平避難、また、長期的な指定避難場所への水平避難などがありまして、町内の住民の方は指定避難所へ避難するだけでなく、それぞれの的確な避難場所を選択して身の安全を確保されているというふうに思っております、避難者数が減っているということは言えないのではないかと考えております。

②点目の避難者への対応で飲料水などの支援はどの段階で行っているのかということですが、指定避難所には、備蓄物資を備えておりますけれども、これは応急的な分しか備蓄していないため、初動期の避難の際には、原則として自分や家族に必要なものを持参していただきますよう、また、ハザードマップに非常時の持ち出し品の一覧表及びチェックリストを掲載するなどしてお願いをしているところでございます。どうしても、これ忘れられたり、飲料水等について、何も持って来られていないというような方は、必要に応じて備蓄の飲料水等も配布をするということは、これは、そういう配慮はさせていただいております。

③点目の一時避難所など、地域の避難所の実態を、どう把握しているかということですが、一時避難所は、各自治会で協議をして、避難場所や安全な場所に避難するための集合場所として、各自治会で決めていただくものでありまして、実態把握できておりません。また、避難場所にされる場合は、浸水想定区域外及び土砂災害警戒区域外とする

ようにアドバイスをしております。

また、平成 22 年以降に、地域づくり協議会や自治会で共助の取り組みの 1 つとして、気づきマップづくり講習会を行ってまいりました。平成 29 年度には、自治会の中で危険箇所の把握や、一時避難場所等話し合うため、ハザードマップに気づきマップの作り方を掲載しております。これは、気づきマップづくりにより一時避難所等を決めることが目的ではなくて、話し合うことや町歩きをすることで、地域を歩くことで自助・共助意識を持つことが重要なことと考え推進をしているところであります。平成 29 年度に、これを全戸に配布したハザードマップは、自治会単位として浸水想定区域及び土砂災害警戒区域が分かるように、見やすいような配慮がされております。

④点目の計画書の指定避難所やその他公共施設は実態と変わってきているが見直しはしないのかというご質問でございますが、指定避難所については、学校規模適正化により学校跡地となった体育館も、継続して避難所として整備を行っております。その他の公共施設については、指定避難所が災害によって使用ができなくなった場合などに避難所として使用を考えております。また、なお、昨年、サンホームみかづきと契約を締結しているけんこうの里三日月や、廃止をされました西新宿診療所については、避難所としての使用が考えられる公共施設の一覧から削除するなど、随時、そうした必要な見直しは行っております。

指定避難所は、初動期は緊急的な避難場所ではありますが、災害が発生した場合は長期的に避難生活を営む場所となりますので、復旧・復興の段階では、その他の公共施設を指定避難所にする場合もあろうかと思っております。

⑤点目の日頃からの地域コミュニティは避難で重要です。防災のための住民力を上げる取り組みの実態はどうかということについてでございますが、地域防災力の向上には、自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進が重要でありまして、公助には限界があることから、自助、共助、特に共助の取り組みを推進しているところであります。

住民力の向上、すなわち、わがこと意識を推進するため、平成 22 年度に「わが家の防災マニュアル」や、平成 24 年度にハザードマップを全戸配布してきております。ハザードマップにつきましては、平成 29 年度に改訂版を全戸に配布をしたところであります。また、自分の命は自分で守る自助意識、地域の安全は地域で守る共助意識の啓発のため、気づきマップづくり講習会を、平成 22 年度から 23 年度にかけて自治会や地域づくり協議会単位で全町的に開催をしたところでございます。また、平成 25 年度以降は、希望自治会に対して、その講習会を実施をいたしております。

また、自主防災組織の未整備自治会に対して、自主防災組織を整備する取り組み、避難のあり方、気づきマップの作成などについて協議を行ってまいりました。

そのほかにも、毎年、地域の防災リーダー育成のための講習会を開催をしたり、地域での訓練及び世帯台帳を作成するため、自主防災組織活動補助金の支給、これは平成 29 年度には 43 件支給しております。その支給や、自主防災組織の強化を図るため、防災資機材購入の補助の補助、これは平成 29 年度では 17 件の補助を行っております。また、災害時要援護者の避難を支援するために、災害時避難行動要支援者個別計画の作成につきましても、先ほど、ほかの質問でもお答えさせていただいたように、各自治会に平成 23 年度にも依頼をし、その後、平成 30 年度として、それぞれ説明会、また、要請を行っているなど、さまざまな取り組みを行っているところであります。

次に、町内の浸水想定箇所は。また、河川の浚渫など、従来からの要望もある。その対応など、また、その進捗状況を問うということでもありますけれども、7月の西日本豪雨災害につきましても、本町におきましても道路、河川、農地等に災害が発生をいたしております。河川に堆積した土砂の浚渫撤去は減災につながることは十分承知をいたしております。

毎年、何件かの何カ所かの土砂撤去に対する要望書が自治会要望書としても出されておりました。県管理の河川につきましては、県光都土木事務所河川砂防第1課に状況を伝えて撤去をしていただくように上申をしているところであります。

県におきましては、河川管理上必要な箇所ということについて、河川断面の3分の1以上の堆積を基準として、現場状況を見て、土砂の撤去を行っております。要望等に対しましても、現地の状況や、緊急性を見て堆積土砂の除去を行っていただいているのが現状であります。

また、町におきましても県の補助であります河川区域内の環境整備にかかる美化事業により2級河川の支障木の撤去や土砂除去を行っております。町管理の普通河川におきましても現場状況や、緊急性を見ながら実施をしているところであります。

昨年の実績といたしましては、県で、三日月地内の角亀川、また、秋里川、これ下秋里の2箇所約5,000立米の土砂の除去を行っていただいております。

また、町では、志文川の、これは宝蔵寺地内ということになりますけれども、志文川で支障木除去と土砂の除去を行ったところであります。

進捗状況を問うとのことではありますが、平成21年以降の要望件数に対する実施件数といたしましては、34集落から54カ所の要望に対して、県で19カ所、町で25カ所、44カ所の土砂の除去、支障木の除去などを行っております。これも大雨が降って洪水になるたびに、また新たに土砂が堆積をすることを繰り返しております。そういう状況の中で、なかなか土砂の除去というのも大変な経費がかかります。また、この浚渫した土砂を処分をすると、そういう処分場所も、なかなか確保ができないというような、今、状況にあります。県としても安全上、どうしても、先ほど言いました3分の1以上が土砂が堆積して危険だという、危険度が高いというようなところから、いわゆる順番に計画的に行っていくという考え方であり、町としても、それに倣った形で実施をしていきたいというふうに考えております。

最後に、誰もが被災者になり得る国で、災害が多い日本の国の中で、国の生活再建支援法の支援金の引き上げと対象拡大が切実な要望であり、町長としての見解というご質問でございますが、被災者生活再建支援制度とは、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することによって、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とするものであります。災害の多い日本において、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用している。その支援金ですね。これには限界がございます。

課題といたしましては、制度の対象となる要件は決まっております。災害により被害を受けていても非該当になる場合もあるなど、そういう場合があるというふうに認識をいたしております。

そういう中で、平成30年7月豪雨において、神戸市と宍粟市は対象となったわけですが、淡路市は対象外となったために、兵庫県は独自支援を行っております。なお、先ほど申し上げましたように、被災者生活再建支援制度というのは、対象要件等が必要です。そのために、兵庫県住宅再建共済制度の加入など、やはり公的な支援とともに、相互扶助という考え方から個人の方でも、この災害に備えて、そうした共済制度等に加入をしていただくということ、このことも災害に備える対応策でありますので、この点も推進をしていきたいということで考えております。

この被災者支援、共済制度、支援金ですね、この件につきましても、これだけ全国で毎年、何十年に1回と言われるような災害が、しかも年に何回も発生をしていると。これは、財政的にも、なかなか国として耐えられないような状態になってくると、資金もなくなると。

制度を拡充するという要望が強いんですけれども、制度を拡充する以前に、この制度自体を運用していくのも、なかなか大変厳しい状況にあるのではないかとということで、先般の全国町村会の会長会の中においても、そうした発言がありまして、現在、東日本の震災に対して、今、税金で目的税として、今、全国民、納税者が負担をしております。これが、平成 35 年に終わるんですか、その後、その制度をある程度、税としては継続する形で、先ほどの質問にありました森林環境税、こういうところへ全部シフトしていこうというのが、国の当初の考え方でした。

しかし、森林は森林として、そういうことで必要な財源として確保していかなきゃいけないんですけれども、こうした災害に備えての財源の確保、こういうことも一方では国民合意を得て、長期的な、安定的な財源を確保していかないと、これだけ毎年、どこで起きるかわからないし、しかし、必ずどこかでは起きる。それも、その頻度が、どんどんと大きく、高くなっていくと。そういう中で、被災された方の再建に向けての支援制度というのを維持、また、拡充していくための財源確保ということが、一方では、非常に重要な課題だというふうに、私も認識をいたしております。

以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） それでは、避難所開設のところから、再度伺いたいと思いますけれども、避難情報が、表現の仕方が、高齢者等避難開始というふうに、避難準備情報が変わったというのが大きいな違いなんですけれども、そのことで、避難所に避難される方の関係では、特に大きな変化がない。特に、佐用町の場合は、そういう文言が変わったことについては、影響がなかったというふうな、数字的な点で、お伺いしたいんですけれども、避難所の開設において、町がつくっている地域防災計画の中で、避難所の運営のあり方について、ちょっと、指摘されているところがあるので、確認しておきたいんですけれども、避難所の開設に当たっては、運営責任者というものを置いて、その受け入れの準備をし、いろいろ運営に当たって、役場の職員の方が責任を持って取り組んでいくということなんですけれども、指定避難所を開設をして、その運営責任者というのは、あらかじめ決まっているんだということなんですけれども、その運営責任者の方は、その開設されている時間、全て、お一人なのか、複数なのか、そこらへんも含めて具体的に対応について、説明お願いできたらと思うんですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） その前に、高齢者等の避難情報ですね、これは、ああして岩手県でああした事故があったと。被災が、災害があったということで、そうした情報を、はっきりと高齢者の人は、もう避難してくださいというような、避難内容が変わったということでもあります。

ただ、その中で、佐用町が、じゃあどう避難の状況が、そこで変わったかということなんですけれども、やはりこの高齢者等の避難という中で、特に高齢者施設ですね、そうした施設において、やはり今回、また、それぞれ高齢者だけじゃなく、福祉施設の施設とい

うのは、避難計画というのをつくりなさいという指導、そういう国からの指示もありますね。それによって、そうした施設は、全ての施設が災害時の避難計画というものをつくるわけですけど、しかし、実際に、じゃあ今の状況の中で、そうした介護を受けておられる方、要介護、いわゆる寝たきりのような形になっておられる方が、なかなか避難所へ行くこと自体のほうに危険であり、また、施設そのものの中で、きちっと管理をして、例えば、2階へ、施設というのは、かなりしっかりとした建物、施設でつくられておりますから、そういう中で避難行動を行うと。そちらのほうに、ずっと高齢者、そういう方にとっても負担も少ないし、何も設備のないようなところへ、また、介護を受けておられるような方が行かれると、かえって大きなストレスと、状況の中で、いわゆる災害関連死というようなことが起きかねないわけですね。

だから、そういう意味で、今の法律が変わったという中で、避難の状況が大きく変わったということはないというふうに思っております。

それから、避難所につきましては、それは開設、避難準備情報を出すということは、指定避難所というのを開設ということが、これが連携、一連の行動になっております。それは、特に、ほとんどのところが学校、体育館等を指定避難所にしております。そのために、やっぱり学校を通常管理していただいている学校の先生、校長先生、教頭先生、そういう皆さんにご協力をいただいております。

それから、町としても町職員、既に、避難計画の中に、誰がそこに、担当が行って開設するかという、全部計画がつくられております。

ですから、避難所が開設されている以上、間は、そうした職員が基本的には、学校の先生と、そうした職員とで2名体制、避難所を受け入れると。そして、管理をするという体制になっております。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 一番最初に質問した中で、その避難されてきた方に対して、飲料水などの支援、どの段階で行っているかということについて、町長の答弁では、その状況に合わせて、基本は、それぞれ避難される方が、食料を確保するということもあるからということも言われたんですけど、持って来ておられない方などに対しては、その時、その時に、状況に合わせて対応したいというご回答だったんですけど、それでよろしいんですね。その時の避難所の責任者の方の判断で、そういうことが行われているというふうな理解でいいのでしょうか。

具体的には、ちょっと、トラブったこともお聞きしましたので、避難してくださいという放送のもとに避難して、今回のような酷暑の状況の中で、飲み水もなかったと、そんなこともお聞きしましたので、そういう点など要求がある場合に、対応については、その都度、避難で柔軟に対応していくということで、よろしいんですね。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 実際の具体的な、そういうことがあった内容については、その担当において、また、詳しくは説明が必要ならしていただきますけれども、基本的には、こ

うした避難の行動においては、まず一時的に避難をされると。まず、食料は、そういう身の回りの物は持って避難をしていただくというのが原則です。

そういう中で、避難された方から食事は出ないのかとか、ないのかというような話があったということは、報告は聞きました。

しかし、そうした食事を提供する。用意をするというのは、基本的には、先ほど言いましたように長期間、また、避難して避難生活をされる、そういう状況になった場合には、町として、また、そうした手配もするわけですがけれども、そうした一時避難的な、いわゆる避難ですねこれ、一時の避難。そういう時には、そこまでのことを、職員に準備をさせる時間、余裕ありませんし、当然、避難された方も、そういうすぐに、食事が、そこで得られるというようなことを期待されても、それは、対応ができない。

ただ、水というようなものは、例えば、飲料水、水道は必ず避難所にはあります。基本的には。だから、水がほしければ、水をコップでくんでお渡しすれば、それでできることです。そういう対応は、当然、常識的な対応ですから、それはできているというふうに、私は思っております。

だから、食事ですね。そういうことを、町としては、そうした避難、今現在の長期的な避難でない場合には、それは、提供することはできない。これは原則として、これからも皆さんに理解をいただきたい。そうしていただかないと、なかなか避難所の運営はできません。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 避難所を開設しましたという報道、防災無線で行われて、避難された方、それから自宅で安全なところで避難された方、それぞれの対応にはなっているんですけど、その時に、町の防災、佐用チャンネルで食事をしてることとか、そういうことも説明にあるんですけど、住民の受けとめとしては、避難してくださいという放送があるというのは、そういう事態が少なからず起こるだろうという予測のもとに発せられている情報だから、その食事をして、何かゆっくり、そういうような状態ではないという受けとめをお聞きしているので、かなり日ごろから準備できていたらいいんですけど、避難の放送があった時には、かつて9年前の水害の時のような事態を想定されて、一刻も早く避難しなければいけないという時に、そういった避難所での対応のあり方について、最近は、大事に至りませんでしたから、よかったということにはなるんですけど、そういう点、避難の情報について、住民一人一人、個々の住民がわかりやすいように、受けとめがきちっとできるようなものに、まだまだ、なっていないのではないかと思います。

そういう点で、避難の放送のあり方について、お聞きしたいんですけど、避難の放送を、この間、最近もありましたけれど、佐用町全域に避難勧告ということで、放送がされました。こういう避難の情報、町からの発信のあり方なんですけれど、これは、なかなか地域的に状況を見て判断する上で、全町一斉にというならざるを得ないという状況なのですか。もっと、範囲を限定した形なり、もっとわかりやすい形で情報が発信できないものか、その点について、伺います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君）　　これは、ほかの議員さんからの質問の中でもお答えさせていただきました。そこはよく、そのことも踏まえて、お話しをしていただきたいんですけれども、これまでも、だから、気象情報とか、そういう情報の取得によって、どの地域に避難勧告をしますとか、避難準備情報を出しますという放送はさせていただいております現実に。

ただ、全体がそういう状況、佐用町全体が気象状況がそうなれば、全域に発令をするしかないわけです。だから、これまでも、例えば、千種川の水位が非常に高くなる。本流の。だから、そういう地域の方々に対してという、できるだけ、そうした危険度が高いところを優先して先に情報を発信して、また、避難準備情報、また、避難勧告を行っておりますから、それができていないと言われるのはおかしいんです。

だから、ただ、全域に必要な時にはしなきゃいけない。だから、そのことについては、佐用町だけではなくって都市部なんかでも、あれだけ何十万の人でも全市に避難勧告が出ましたとか、報道でも全市何万世帯の何十万に避難勧告が出されましたとか、そういう報道が常にされておりますけれども、なかなか、細かくその場で地域を限定して、最終的には、1軒、1軒の方にこうしなさいという指示はできませんから、だから、その情報が得られる範囲の、まだ、整理ができる中で、そうした限定をして情報を出すということ、できるだけ原則としてやっておりますし、現在も、今回の7月の豪雨でも、そういうふうにといたしましたので、そのことはご理解をいただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君）　　平岡君。

13番（平岡きぬゑ君）　　それと、先ほど、指定避難所の関係でお尋ねした時に、その他の避難所、公共施設の関係については、実態に合わせてやっているんだということで、その都度、訂正もされているというふうには伺いましたけれど、児童福祉施設とかでは、保育園ですけれど、そのままの状態になっておりますが、これはこれで、児童福祉施設、計画書の131ページに列記されておりますけれど、久崎保育園、中安保育園、幕山保育園、江川保育園、長谷保育園というような形の関係については、これはこれで一覧表としては、そのままの状態がいいということになりますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君）　　はい、企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君）　　すみません。先ほど言われましたので、ちょっと、私のほうも理解できないんですけれども、指定避難所につきましては、町内10カ所でございます。

保育園等は、その指定避難所には入っておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君）　　平岡君。

13番（平岡きぬゑ君）　　いやいや、指定避難所は10カ所なんですけれど、その他、公共施設一覧表というのが列記されているページで、その実態と合っていないというのを言った

んですけど。はい、そういうことで、それは特に変更しなくても計画書としてはいいということになるんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） すみません。その防災計画につきましては、毎年、見直しはしております。冊子の印刷につきましては、かなり高額につきますので、その毎年見直しを行ったところにつきましては、防災会議の各委員さんにデータで送付して、その変更箇所につきましてはご了承をいただいて、変更をしております。4、5年に1回は会議を開いて印刷につきましてもしたいというふうには思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 毎年、国のほうも、毎年のように状況に合わせて見直しをしているんだという実態があるので、だから、その末端の佐用町において、そういう計画書について見直しが毎年されているということを、今、ちょっとお伺いしまして、関係者の方には、それらの物が変更として印刷物もわたされているということで、残念ながら、私は、平成 23 年 7 月に発行された佐用町防災計画書しかないの、それをもとに発言しておりますので、かなり食い違っているんじゃないかなと思うんですけど、その点は、変更された点については、また情報を流していただけたらなと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） すみません。私が言いました分につきましては、平成 27 年度に、平成 27 年 11 月に修正版を印刷して議員さんにもお渡しさせていただいているはずでございます。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、わかりました。それは、了解しました。すみません。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初の質問のところ、一時避難の関係で、実態把握は町としてはしていないということで、平成 22 年以降、各集落ごとに気づきマップの講習会であるとか、そういう一時避難所、地域でやるということで、歩くということなどもされているということでの回答だったんですけど、そこらへんの実態というのか、それぞれ地域で、

地域に任せているので、地域のほうで、それは十分できているんだというふうなとらまえ方なんでしょうか。

今回、水位が千種川の場合、水位がかなり上がった時に、一時避難所になっているところのほうが、逆に危ないので、危なかったんだというようなお話も伺ったりしております。そういうので、それは私の知っている範囲だけのことだと思うんですけど、ほかで佐用町全域で、いろいろなケースがあるかと思うんです。そういう点で、気づきの各集落ごとの避難のあり方などについて、いざという時に、ちゃんと実践として、現実には動けるようにしていかなければいけないと思います。

それは、今の状態では、なかなか難しいのではないかと思うんですけど、そこらへん、どのように実態を把握されておられますか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 指定避難所というのは、町内、広い町内 10 カ所という、非常に限られております。そういう中で、やはりまず緊急に避難する。難を逃れる、この行動をとるのに当たって、1つはできるだけ早く時間をかけずに、そういう行動がとれるような、そのためにも、一時と言いますか、その地域で、そうした避難所を開設していただくというのは、これは非常に地域、取り組みとしては大事なことだと思っております。

ただ、この今、一時避難所についても、できているところと、できていないところがあります。どこの集落、どこの地域でも、そういうものをつくり、指定をして、その指定をただけじゃなくて、やはり地域の皆さん方が、ここが一時避難所だということを、地域の先ほどお話した防災訓練とか、防災マップづくりとか、そういう中で、周知をしていたく。まず、その前提がいるわけです。

そして、災害時に、そうした発生時には、そこの一時避難所を開けるということですね。町が、今、指定避難所を開設するのと同じように、それを鍵を開けて、多分、普段（聴取不能）でも受け入れる体制をつくっていただかなきゃいけない。それには、一時避難所を開設したということ、また、周知しなきゃいけない。そういう中で、なかなか、どの地域も、どこでもが、それを指定して、一時避難所を開設できるという体制、取り組みが、なかなか全部の集落できているわけではありません。

ただ、そういうことで、最近、取り組みも、意識も非常に高くなって、だんだんとそれが、皆さん方、自治会長や役員さんの努力によって、そういう取り組みが増えてきておりますので、そういう状況の中で、町としても、じゃあ、どこの集落なり、どこの地域は、どこを一時避難所に指定されたか。そういうことを、町としても把握をしておかなければならない。しておく必要性は私はあると思います。

だから、今までは、それぞれ、そんなに数もなかったもので、ですけども、これから、そういう増えてきておりますし、それが1つの避難の一番またあった、避難者も一番たくさんの方が、そこへ避難されるという状況が、今後とも生まれてくるということも想定されますので、どこに避難をされているか、そういうことも、事前に、そういう一時避難所を町内の箇所というものを一覧として、企画防災課、担当課のほうでも申請と言いますか、届け出をいただいて、それを一覧として、ちゃんと把握しておくという、こういうことは、やっぱりこれから必要だというふうに思います。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 災害が起きた時に、放送で、防災行政無線で住民に周知するのが一番効率的というのか、というふうなことも計画書にありますけれど、その防災行政無線の手段として使える、避難をする場合に大事な手段ですけれど、最近も行政無線放送の不具合の声も聞いています。何もない時から、その整備をきちんとしておくということは重要だと思えますけれど、これに関しては、無線放送、どんな実態にありますか。私の聞いている狭い範囲では、ちょっと音が聞きにくいとか、そういうことも、最近聞いたんですけど、佐用町全域では、そういうようなことは起きていないんでしょうか。実態は、どうでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 放送につきましては、定時放送、または集落の臨時、集落内放送、コミュニティ放送等をされております。機械物でありますので、その時の状況においてノイズ等が発生する場合は絶対ないとは言えません。そういうノイズ等がありましたら、その対応策は、その都度、緊急時のための対応をしておりますので、その点、もしございましたら、いつでも総務課の広報室へ言っていただいたら対応はします。

ただ、よくありますのはJアラートの生声ではなくって、コンピュータの声のんが、ちょっと聞き取りにくい、これは非常に苦情等も多ございますけど、これはその都度、国のほうにも、そういう会議等におきましても要望等は上げておりますけど、なかなか、これは直らないのが現状でありますけど、その点は、また、改善の要望はしていきたいと思っておりますけど、よろしくお願ひしたい。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） それから、避難に当たって、先ほど、高齢者の方、特に、支援が必要な方についての避難については、以前もされたんですかね、最近も説明会を行われたということで、住民の人の支援を受けて、そうした安全に、早めに避難ができるようにという対応なんですけれど、これについて、今回は、質問者も、この関係については多くありましたので、お答えはいただいているんですけど、地域で、要支援者、介護が必要な方などについて、住民の極力努力して、みんなで力を合わせてというのは、それは、そうなんですけれども、行政として、要支援者についての対応などは、具体的に何か取り組まられるようなことは考えておられるのでしょうか。伺います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 避難されるところまでの支援につきましては、健康福祉課のほ

うで、今、取り組みのほうをさせていただいている真っ最中でございます。

そういった支援の必要な方が、障害をお持ちの方ですとか、そういった方についての避難、災害が発生した後ですけれども…につきましては、緊急的に避難していただく指定避難所のほうには、一旦行っていただく予定にはなっておりますけれども、そういった場合には、各避難所のほうに、保健師のほうが出向いて、その後、必要によって福祉避難所というところを指定させていただいておりますので、そういったところに移っていただくというような計画になっております。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 順番としては、災害が起きて、一旦避難所に、指定避難所に避難して、その後、いわゆる福祉避難所ですか、そこに避難するというところで、最初から福祉避難所との連絡を密にして、そうした要介護の方などについては、一旦指定避難所に行くのではなくって、そういうような対応が必要だと思うんですが、そこらへんは、システム上難しいんでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） やはりお願いしているのが、民間の福祉施設がほとんどでございます。一カ所、町営の朝霧園も指定にはなっておるわけなんですけれども、そういったところにいきなり町民の方が、支援者の方と一緒に訪れられるという場合に、受け入れ態勢ができていくかどうか。そういったところも確認が必要でございますので、今の計画では、一旦、指定避難所等での保健師とかの対応の後ということで、計画のほうをさせていただいております。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） その要支援者の避難のあり方については、今現状は、そういうことだと思いますけれど、移動の支援であるとか、本人の負担であるとか、そういうことも含めて、より安全に、そして負担が少ない形で避難ができるように工夫していただけたらなと。それは、どこで考えていただけるんですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） マニュアルとか制度的なことにつきましては、やはり限界があると思いますので、そういった非常時の場合につきましては、やはり、ある程度柔軟な対応というのにも必要かと思っております。特に、増水が激しいような場合に指定避難所に行けない。

なのに、近くに、そういう福祉施設があるといった場合、また、その福祉施設自体も浸水想定区域であったりとか、土砂災害が発生するようなことが予想される区域であったりとかいうこともあるわけなんですけれども、そういった緊急時の場合においては、柔軟に、その福祉施設に少し行っていただくとかいうことも、それは柔軟に考えざるを得ない部分であるかと思えます。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 要介護者の方の関係については、以前、このテーマとは違いますが、歯科保健センターが閉鎖される、町立のセンターが閉鎖される時に、要介護者の方々の口腔ケアであるとか、そういうことに特化した形で治療もしていくんだと、そういうことで行政として実態を把握することにも努めていくということもおっしゃられていましたので、そういった総合的な関係で行政としてつかまれている情報なども、ちゃんと、その災害の時に、有効にそれらが活用できるような方向で、横の連携もとって、避難の対応に生かしていただけたらなど、これは、私の要求です。

そのほかのお聞きしておりました浸水想定箇所などの関係について、県に対して要望はされているということなんですが、まだまだ、住民の要望が実っておりません。特に、今回、千種川に限定してですけれども9年前の災害の後、大規模な改修が行われた結果、被害がなかったという喜ばしい結果が出ています。そういう点で、被害がなかったんですけれども、工事が大幅な改修ができていないところについては、今回も、また、田畑の関係で護岸がえぐれたり、いろんな被害が発生しています。そういう点で、浚渫については、取り組みを強化していただくということを最後に要望して、また、このことについて、地域からも要望を上げていきたいということはお聞きしていたんですけれども、その点は、現在、どんな状況になっていますでしょうか。お伺いします。

議長（山本幹雄君） 平岡さん、要望じゃなくて、質問にしてください。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、質問です。

議長（山本幹雄君） 質問にしてください。

13 番（平岡きぬゑ君） 浚渫について、どんな状況ですか。

議長（山本幹雄君） だから、質問したら答えてもろたらええけど、質問じゃないから、要望だから答えなくて、質問にしてくださいと言っているわけです。

13 番（平岡きぬゑ君） 河川改修について、どんな状況になっているか。浚渫の地域の要望がありますけれども、それについては、どんな実態になっているのかお伺いします。

[建設課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、建設課長。

建設課長（横山重明君） はい、お答えします。

先ほどから言われていますように、自治会からの要望が年間3件から6件程度、毎年上がってきております。

今回の被災箇所については、県のほうで現場等は見えていただいております。また、土砂の浚渫に関しましては、今のところ、こちらのほうには、まだ出ておりません。また、出ましたら、県のほうへ進達して、要望のほうをしていきたいと考えております。

議長（山本幹雄君） はい。

13番（平岡きぬゑ君） 以上で終わります。

議長（山本幹雄君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

これにて、本日の日程は終了したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。

お諮りします。委員会等開催のため、明日9月13日から17日まで、本会議を休会したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、9月18日、午前9時30分より再開します。

本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

---

午後03時48分 散会